

第6期中標津町総合発展計画

「空とみどりの交流拠点・中標津」
～あつまるまち つながるまち ひろがるまち～

前期基本計画最終案

(平成23年度～平成27年度)

平成22年10月1日

中標津町

目次

第3部 前期基本計画

第1章 参画と協働で未来を築くまちづくり	1
1-1 協働のまちづくりの推進	2
1-2 コミュニティの育成	6
1-3 国際化、地域間交流の促進	9
1-4 北方領土対策の推進	11
1-5 人権の尊重と男女共同参画社会の形成	13
1-6 計画的な行政経営の推進	16
第2章 健やかでやさしいまちづくり	20
2-1 子育て支援の充実	21
2-2 高齢者施策の充実	24
2-3 障がい者施策の充実	27
2-4 地域福祉の充実	30
2-5 健康づくりの推進	32
2-6 地域医療の充実	35
2-7 医療体制の充実	37
2-8 社会保障の充実	39
第3章 力みなぎる産業のまちづくり	41
3-1 農業の振興	42
3-2 林業の振興	46
3-3 商工業の振興	48
3-4 観光の振興	51
3-5 6次産業化の推進	53
3-6 雇用対策の推進	56
第4章 利便性のある調和のとれたまちづくり	58
4-1 計画的な土地利用と市街地整備の推進	59
4-2 景観形成の推進	62
4-3 道路・交通網の充実	64
4-4 情報化の推進	67
4-5 住宅施策の推進	69

4 - 6 . 公園・緑地の充実.....	71
第5章 安全・安心で快適なまちづくり	73
5 - 1 . 消防・防災の充実.....	74
5 - 2 . 防犯・交通安全の充実.....	77
5 - 3 . 消費者対策の推進.....	79
5 - 4 . 環境保全の推進.....	81
5 - 5 . 循環型社会の形成.....	85
5 - 6 . 上・下水道の再整備.....	87
5 - 7 . 衛生施設の充実.....	91
第6章 人が輝き歴史と文化を育むまちづくり	93
6 - 1 . 学校教育の充実.....	94
6 - 2 . 青少年の健全育成.....	99
6 - 3 . 生涯学習の推進.....	101
6 - 4 . スポーツの振興.....	104
6 - 5 . 文化・芸術の振興.....	107

第3部 前期基本計画

第1章 参画と協働で未来を築くまちづくり

- 1 - 1 . 協働のまちづくりの推進
- 1 - 2 . コミュニティの育成
- 1 - 3 . 国際化、地域間交流の促進
- 1 - 4 . 北方領土対策の推進
- 1 - 5 . 人権の尊重と男女共同参画社会の形成
- 1 - 6 . 計画的な行政経営の推進

1 - 1 . 協働のまちづくりの推進

現状と課題

ますます高度化、多様化する行政ニーズに対応し、自立したまちづくりを進めていくためには、幅広い分野において、これまで以上の町民参画、町民と行政との協働のまちづくりが必要となっています。

本町では、平成18年度に「パートナーシップなかしべつ提言」が示され、さらにその実現化を図るため、平成19年度「パートナーシップ推進研究報告」により、パートナーシップなかしべつ提言の進行に取り組んできました。その集大成として、さらに議会を加えた自治の基本的ルールを確立し、最高規範である自治基本条例（仮称）の制定作業を進めています。

町民との協働のまちづくりを行う上で、町政の諸活動に係る情報を町民と共有し開かれた行政を進めることが重要です。

本町では、広報紙をはじめ、ホームページ、FMコミュニティ放送など多様な媒体を通じた、様々な情報提供を行うとともに、情報公開制度を整備し、行政情報の公開を図っています。

広聴活動については、町内各施設(役場、計根

自治基本条例：地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを明文化したもので、自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例。

別支所、総合文化会館)に町づくり提案箱の設置、まちづくりを考える懇談会を開催しています。

今後も、広報・広聴活動の充実を図るとともに、個人情報保護に留意した情報公開制度の運用を図る必要があります。

また、社会貢献の機運が高まっていることから、町内会や企業、団体等の社会貢献活動に対する支援も行っており、協働推進事業のより一層の対応が求められています。

パートナーシップ推進事業の進行により、NPOも認知され、平成18年度からNPO法人認証申請の手引き等を窓口へ設置するとともに、ホームページへの掲載など、情報提供に努め活動支援を行っています。

今後は、新たな協働を推進する制度や多様な団体との連携協力を図る活動拠点が必要となっています。

パートナーシップ推進事業：行政とパートナー（町民・企業・団体）が、双方の知識・技術・経験を持ち寄り実施する事業で、町民の参加が期待でき、かつ町民への行政サービスの質と量が向上する、向上している事業。

NPO：民間非営利団体。

施策の目的

自治の基本理念・基本原則に基づき、町民・企業・団体・議会・行政の役割分担を明確にし、自治体運営の基本的ルールを確立することで、町民が主体の自治の実現を図ります。

主要施策

(1) 自治基本条例（仮称）の制定

まちづくり町民会議の協力により、議会と連携を図りながら、自治基本条例（仮称）の制定を目指し、条例の進行管理を行うため、町民自治推進会議（仮称）を設置します。

条例の運用状況を把握し、その進行管理を行うとともに、社会情勢の変化に対応できる条例とするため、定期的な見直しを行います。

(2) 政策形成過程における町民の参画の推進

各種計画策定における委員の一般公募を推進する制度の構築や情報提供の基準を示し、パブリックコメントの活用を推進します。

住民説明会などの実施要領等を整備し、町民参画を拡大します。

(3) 人材や組織の育成支援と多様な団体との連携の推進

各分野における人材の育成及び町民が新たに取り組む事業など、自主的な活動を積極的に支援することによって、地域のリーダーを養成し、地域おこし活動やコミュニティ活動の活性化に努めます。

NPO法人認証申請の手引きなどを窓口を設置するとともに、ホームページでのNPO・NPO法人への情報提供を行い、活動支援を推進します。

多様な団体との連携協力を図るため、活動拠点施設の設置など条件整備を図ります。

(4) 協働のまちづくりに向けた情報発信の推進

広報紙、ホームページ、FMコミュニティ放送など、様々な媒体を通じた情報発信を行います。

協働推進事業を取りまとめ、町民に広く公表し、協働のまちづくりの周知を行います。

パブリックコメント：公的な機関が計画などを策定する際に、事前に広く意見などを求める手続。町民意見募集制度。

第3部 基本計画

(5) 情報公開の推進

町民との協働に向けた開かれた自治体経営の一貫として、個人情報保護に留意した、情報公開制度の適切な運用に努めます。

行政手続と個人情報保護の明確化とともに、公文書目録の作成など公文書管理の効率化を図ります。

(6) 町内会や企業、団体等の社会貢献活動等の推進

町内会や企業、団体が行う社会貢献活動とボランティア活動などに対し、原材料等の支給制度の有効利用を図り、町民提案による事業を推進します。

協働のまちづくり補助金（仮称）などの創設により、さらなる協働のまちづくりを推進します。

成果指標

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
1-	自治基本条例(仮称)の制定	制度化	未	制定済	制定済
2-	審議会などの公募委員割合	%/年	31.8	40	40
2-	審議会等の町民公募制度の導入	制度化	未	導入済	導入済
3-	フロンティア推進事業 相談数	件/年	4	4	4
3-	地域づくり総合交付金相談数	件/年	5	5	5
3	社会貢献活動相談数	件/年	8	10	10
6-	社会貢献活動原材料等支給制度の利用度	%	24.8	100.0	100.0
6-	協働推進事業の件数	件/年	157	180	200
6	共催・後援事業の件数	件/年	103	120	150

社会貢献活動原材料等支給制度の利用度：年間の社会貢献活動原材料支給制度における総予算に対する活用率
NPO：民間非営利団体。

協働に向けた行動指針

町の広報紙など町政に関する情報の把握に努めましょう。
パブリックコメント制度、町民アンケートを利用し、政策・施策の形成過程に参画しましょう。
公募される審議会や委員会に積極的に参加しましょう。
社会貢献事業に積極的に参加しましょう。

1 - 2 . コミュニティの育成

現状と課題

地域社会の連帯感が薄れる傾向にある中、福祉、環境保全、防災、防犯、青少年の健全育成など身近な生活の課題を解決するため、地域コミュニティの強化が求められています。

本町では、コミュニティの核となる町内会の活動が個々の自主的な運営によって進められており多様な活動が行なわれています。

また、活動の拠点となる地域会館に対しては、運営費等の財政支援を行ない、その活動の支援をしています。

しかし、コミュニティ活動は大きな役割を果たすことが期待されていますが、近年の少子化や核家族化、生活様式の変化などによって、町内会への加入が減少し、その機能が低下しており、活動

の活性化が大きな課題となっています。

また、活動拠点となる地域会館が老朽化しており、その整備が求められています。

このため、各自治組織において後継者を育て、地域活動を活性化させながら、ともに支え合い助け合う地域コミュニティの形成に取り組むことが重要です。

さらに、本町は、道東地方の中心に位置していることから、町外からの異動者が多いことも特長的であり、今後は、移住希望者や町外からの異動者とともに、人々の交流が生まれる地域コミュニティを育成し、ぬくもりのある生活環境の整備を行うことが重要であると考えます。

施策の目的

町民自らによる地域課題の解決や魅力ある地域づくり、ともに助け合う地域づくりを推進するとともに、町内会、ボランティア組織、NPOなど多様な町民団体の活動を支援し、自治機能の向上を図ります。

主要施策

(1) 住民自治意識の啓発と組織拡充強化

まちづくりへ参画する場を提供し、住民同士のふれあいや交流の場を拡充します。犯罪の抑止や地域の見守り、災害・震災時の町内会が持つ助け合い機能などの重要性を理解してもらうための情報発信を行い、町内会への加入促進を図り、地域の総意を代表する組織としての町内会活動の強化を支援します。

(2) コミュニティ活動の推進

活動についての各種情報提供などを行い、コミュニティの活性化を図ります。
地域課題の解決に向け、町民自らが取り組むまちづくり活動を支援し、ともに支え合い助け合う地域コミュニティの形成を推進します。

(3) コミュニティ活動施設の整備

町内会館を含めた集会施設やNPOなど、各種団体との交流連携による、まちづくり活動拠点施設の整備を推進します。
活動拠点の無い地区の施設整備については、地域における整備を支援します。
老朽化した施設について、状況に応じて修繕や整備を図ります。

(4) 多様な交流の推進によるネットワークづくり

地域活性化対策の一環として移住体験「お試し暮らし」など移住促進事業に取り組みます。
人々の交流を通して地域コミュニティを育成し、ぬくもりのある住みよい生活環境と、地域の豊かさを感じられる地域社会の構築をめざします。

成果指標

主要施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
1-	町内会加入世帯数	世帯/年	6,204	6,350	6,500
3	コミュニティ施設整備数(累計)	箇所	38	39	40
4-	移住促進事業による移住世帯(累計)	世帯	2	3	4
4-	お試し暮らし実績(累計)	人	57	65	70

移住体験「お試し暮らし」: 町への移住促進を目的に、移住に関心のある方に対して、町の生活環境を知ってもらうため1ヶ月の生活体験をする事業。

第3部 基本計画

協働に向けた行動指針

住んでいる地域に関心を持ちましょう。

町内会などコミュニティ団体の活動に積極的に参加しましょう。

地域でのコミュニティ施設の適正な管理を進めましょう。

町内会の加入促進に努めましょう。

1 - 3 . 国際化、地域間交流の促進

現状と課題

本町では、他地域の生活、文化、産業等の交流により視野を広め町の活性化に資する事業（招致・派遣）の実施や、国際性豊かな地域づくりに資することを目的とする海外研修事業などへの支援を制度化しています。

「他地域との交流事業」については、青少年活動などを通じて多くの交流が行われているものの、国際化に向けての取り組みは遅れている状況です。今後は制度や手法の見直しを含め、交流・派遣事業について検討する必要があります。

また、本町は、平成4年に川崎市と友好都市協定を締結し、文化・教育・産業・経済・労働・スポーツなど様々な分野での交流を通じて、住民相互の理解と親睦を深めてきました。特にかわさき

市民祭りや児童交流については、それぞれの地域の特性を生かした深い結び付きとなっております。

しかし、過去に行っていました、その他の分野の交流や民間同士の交流は、近年かなり減少しています。

今後においては、自治体交流や住民交流を一層推進するとともに、交流を通じて住民生活の向上と、地域産業の活性化につなげる必要があります。

また、東京中標津会や札幌中標津会との交流・連携についても組織の活性化を図り、活動の継続とともに、新たな発想・事業を通して町と各会との協力体制を構築していく必要があります。

施策の目的

国際化時代、交流時代に対応した人づくり、地域づくりに向けて、国際交流活動や地域間交流活動の促進による開かれたまちづくりに努めます。

主要施策

(1) 国際交流体験による人材育成

本町の将来を担う国際性豊かな人材の育成を図ります。

国際化に向けた地域づくりのために、町民が自ら行う国際交流体験を支援します。

国際化に向けた言語学習や通訳について、可能な支援を検討します。

(2) 多様な地域間交流による住民生活及び地域の地域活性化

友好都市である川崎市との交流はもとより、他地域とも交流を深めます。

第3部 基本計画

文化・教育・産業・経済・労働・スポーツなど様々な分野での交流を通じて、住民生活と地域産業の活性化を推進します。

(3) 東京中標津会、札幌中標津会との交流の推進

東京や札幌などに居住する町出身者が、首都圏の生活に馴染みながらも故郷に対する共通の思い出を土台に親睦を深めます。

成果指標

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
2-	川崎市との交流事業	件/年	4	4	4
3-	東京中標津会の会員数	人	257	300	300
3-	札幌中標津会の会員数	人	480	500	500

協働に向けた行動指針

国際交流や地域間交流に積極的に参加しましょう。

1 - 4 . 北方領土対策の推進

現状と課題

北方領土返還要求は、戦後 60 年以上にわたって続いておりますが、未だ解決していない状況にあり、返還要求運動は元島民の平均年齢も 70 代後半となり、2 世、3 世が主役となってきています。

これまで、国、道、関係団体との連携のもと、四島ビザなし交流事業の推進、根室管内 1 市 4 町で組織する「北方領土隣接地域市町連絡協議会」

での啓発活動、返還要求署名活動、広報紙・ホームページの掲載を行ってきました。今後も北方領土に隣接した市町が一体となり、喚起運動、後継者の育成、交流事業など早期返還に向けた取り組みを展開していく必要があります。

また、領土問題の情勢に変化が生じた場合は、調査・研究を行なう必要があります。

施策の目的

国や道、北方領土に隣接した市町と連携のもと、北方領土問題の啓発をはじめ、北方領土返還運動の展開、交流活動の推進など、北方領土問題の解決に向けた取り組みを推進します。

主要施策

(1) 北方領土問題の啓発と意識の喚起

返還に向けての喚起運動を継続的に推進します。

返還運動の後継者育成を図ります。

(2) 北方領土返還運動の推進

北方領土問題の研修・学習機会の充実を図ります。

返還運動団体への支援を図ります。

住民意識高揚の推進など北方領土返還運動を推進します。

第3部 基本計画

(3) 交流事業の推進

北方四島交流事業 を推進します。

北方四島交流事業の空港利用の促進を図ります。

北方四島患者への医療支援に努めます。

成果指標

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
1-	返還に向けての喚起運動参加者	人/年	147	150	150
1-	返還署名人数	人/年	1,864	1,800	1,800
3-	北方四島ロシア人との交流事業参加者	人/年	94	100	100

協働に向けた行動指針

北方領土問題への意識を持ちましょう。

交流事業等を応援しましょう。

北方四島交流事業：領土問題の解決までの間、相互理解の促進を図り、領土問題の解決に寄与することを目的に、日本国民と北方四島に居住するロシア人との相互交流を行う事業（ビザなし交流など）

1 - 5 . 人権の尊重と男女共同参画社会の形成

現状と課題

人権とは、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会において幸福な生活を営むための基礎的な権利です。

本町では、あらゆる差別解消に向けた人権感覚を高めるため、学校における人権教育・啓発活動を実施してきました。

今後も、身の回りにある人権問題の現実を学び、あらゆる差別解消に向けた人権感覚を高めるため、引き続き積極的な啓発活動を進めていく必要があります。

男女雇用機会均等法などの施行を契機に、企業などでは、男女平等の視点に立った就労環境の充実が求められているとともに、今後、女性が持つ感性や能力を最大限に活用し、女性が多様な場面に参画していくための条件整備が求められています。

本町の女性団体については、平成4年までありました婦人連絡協議会の解散以降、各団体がそれぞれ自主的に活動しており、連絡協議会等の組織の必要性を感じていない等の意見もあること

から、各団体の自主活動を側面から支援する形となっています。

平成19年度に実施した「中標津町男女共同参画に関するアンケート調査」結果によると、男女共同参画基本法の認知度は低く、男女共同参画に対する町民、企業、団体の理解が十分とはいえない状況がみられ、町民への啓発活動をさらに進めていくことが重要です。

第5期総合発展計画で推進してきた「中標津町パートナーシップで進めるまちづくり」の取り組みをさらに進めるため、第6期においては、自治基本条例（仮称）の制定を目指し、町民や企業・団体の参画・協働の取り組みの中で、検討し、課題であるまちづくり活動拠点等を活用した町民活動の活発化を図り、男女共同参画への意識の高揚を高めることが必要となっています。

男女共同参画基本法：男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために制定。平成12年施行。

施策の目的

様々な人権問題の解消に向け、町民一人ひとりの人権感覚を育み、人権尊重社会の形成をめざします。また、男女共同参画社会の形成に向け、女性団体の自主的な活動を支援するとともに、女性の社会参加を促進し、男女共同参画に関する町民意識の高揚を図り、理解を深めます。

主要施策

(1) 人権教育、人権啓発の推進

心の問題としてあらゆる差別解消に向けた人権感覚を高めるため、人権教育、人権啓発を推進します。

(2) 男女共同参画に関する啓発等の推進

男女共同参画に関するパンフレット、ポスター等の掲示やホームページによる情報提供を行います。

男女共同参画フォーラム等を開催し、積極的に啓発活動を促進します。

(3) 女性の社会参加の促進

審議会や委員会での、女性参画が図られる仕組みづくりや体制づくりを進めます。仕事と家庭生活の両立がしやすい就業条件等の啓発を行うとともに、男女が共に築く家庭生活の実現や男女がともに参画できる地域社会づくりについての意識の高揚を図るため、啓発活動に取り組みます。

成果指標

主要施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
3-	審議会等に占める女性の割合	%	14.7	20.0	30.0
3	町職員における女性管理職登用の割合	%	15.7	18.0	20.0

町職員：本庁・病院・保健センターなど町の機関に勤務する正職員を言う。

協働に向けた行動指針

差別やいじめ、虐待などの人権侵害をしない、させない社会づくりを進めましょう。

雇用や待遇による差別を撤廃しましょう。

家族がお互いに協力し、家事、子育て、介護等を行いましょ。

お互いを社会の対等なパートナーとして認め合い、尊重しましょ。

女性が能力を発揮できる職場環境をつくりましょ。

雇用における男女の均等な機会と待遇を確保しましょ。

仕事と家庭の両立支援のための環境づくりを行いましょ。

1 - 6 . 計画的な行政経営の推進

現状と課題

近年、地方分権からさらに地域主権へと進展している中、各自治体が自主性を発揮し、それぞれの地域の特性を活かしたまちづくりに取り組む地域間競争の時代を迎えており、自己決定・自己責任のもとで今まで以上に地方公共団体が自ら政策を立案し、実行していくとともに、説明責任を果たしていくことが求められています。

町を取り巻く、社会経済情勢は、依然として世界的な経済危機や雇用不安、税収の減少に伴う国・地方の財政状況の悪化などで景気が低迷しており、これまで以上に地方を取り巻く環境は厳しさを増しております。

地域主権時代にふさわしい自治体経営を推進

するためには、限られた経営資源（人・物・金・時間）を最大限に有効活用して、町民サービスの向上を図ることが重要であり、効率的・効果的な行政経営を実行するための組織機構や経営の仕組みを構築し、最少の経費で最大の成果を上げられる自治体経営をめざす必要があります。

また、情報通信技術の普及や交通網の整備により、町民の日常生活圏は市町村境界を越え広範囲に及んでいます。

このため、国においては圏域全体の活性化を図ることを目的とした定住自立圏構想を提唱しており、より一層の広域行政の充実が求められています。

施策の目的

自立性を高め、効率的・効果的に健全な行政経営を行うため、行財政改革を推進し、自主財源の安定的確保に努めます。また、多様化、広域化する行政ニーズに対応していくため、周辺自治体との連携により効率的・効果的な施策の推進を図ります。

主要施策

(1) 効率的・効果的な行政経営（行政改革の推進）

急速に多様化し、複雑に変化する社会に対応するため、継続的に行政改革に係る計画を策定し、さらなる行政改革を積極的に推進します。

限られた人員と財源の中、急速に変化する社会経済状況や町民の要望などに柔軟かつ迅速に対応するため、組織機構の見直しを図ります。

地域主権を確立するために、主権者たる町民が活動していく上で、必要となる有効な権限、さらには、町民に対するサービスの向上に繋がる権限について、移譲

の推進を図ります。

行政需要の変化に対応した定員配置を実現する観点から、職種の枠を越えた大胆な定員の再配置を行うため、新たな定員管理計画を策定します。

中長期的な行政経営の方向性を示します。また、行政評価における外部評価を実施します。

I D C 運用 などシステム管理の効率化を図ります。

(2) 健全な財政運営の推進

応能、応益の原則に基づいた受益者負担の公平性を図り、町税をはじめ使用料等の収納率の向上と見直しを図り、自主財源の安定的確保を図ります。

行政が効果的・効率的に行われるよう、事務事業の再編・整理、廃止・統合や定員管理の適正化、民間委託などを推進します。

新公会計制度 に基づく財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書）を早期に導入し、町民に対して分かりやすい財政情報の公表を進めます。

経済性・企業性を発揮し、税・使用料等の改正を含め歳入の確保を図り、独立採算の原則に基づき、公営企業健全経営を図ります。

(3) 職員の意識改革と能力向上

職員提案制度などを活用し、職員の更なる意識改革を図ります。

未来を見据えた的確な判断と具体的な方策等を講じることができる企画力、問題解決能力、法務能力等の向上を図ります。

町民との協働、職場内におけるリーダーシップの発揮等、業務を目的に沿って

I D C 運用：顧客のサーバを預かり、インターネットへの接続回線や保守・運用サービスなどを提供する施設。「インターネットデータセンター」(IDC)とも呼ばれる。

新公会計制度：平成17年12月に政府の「自治体の『資産・債務』改革」としてスタートし、従来にはない「詳細な分析と管理」を行うことにより、「貸借対照表」(バランスシート)、「行政コスト計算書」、「純資産変動計算書」、「資金収支計算書」の4つの財務諸表の整備が求められる。

貸借対照表(バランスシート)：企業会計における貸借対照表の考え方を市町村などの公会計に導入したもの。決算時点で町が保有する資産の残高と、その資産を取得するために調達した財源(負債・純資産)の残高を一覧表で示したもの。

行政コスト計算書：町の行政活動は、資産の形成だけでなく、人的サービスや給付サービスなど資産形成につながらない行政サービスが大きな比重を占めており、行政コスト計算書は、普通会計を対象に、これらの経費を把握しようとするもの。

純資産変動計算書：貸借対照表の資産と負債の差額である純資産の一年間の変動内容を表したもの。純資産は資産形成のためにこれまでの世代が負担したもので、将来世代に引き継がれる資産ですが、1年間の増減を把握しようとするもの。

資金収支計算書：1年間の資金(現金)の収支を、経常的収支の部、公共資産整備収支の部、投資・財務的収支の部の3つに区分して計上した計算書。

第3部 基本計画

確に運営していくマネジメント能力の向上を図ります。

業務の質的・量的拡大に対応するため、各分野の職務遂行に必要な専門知識や技能の向上を図ります。

自らの責任で考え、挑戦する意欲の向上を図ります。

公務能率の一層の向上が図られ、住民サービスの向上につながる人事評価制度の導入を図ります。

(4) 広域行政の推進

行政経営の効率化や行政ニーズの増大、多様化に対応し、周辺市町村との連携・協力体制の確立を図り、必要な政策分野での広域行政を推進します。

成果指標

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
1-	行政改革の効果額	千円	313,977	100,000	100,000
1-	事務権限移譲を受けた条項数(割合)	条項数 (%)	272 (26.2)	415 (40.0)	519 (50.0)
1-	全主要施策に対する施策評価割合	%	83.0	100.0	100.0
2	将来負担比率	%	20年度実績 77.5	77.5	77.5
2	実質公債費比率	%	20年度実績 15.9	15.9	15.9
2-	自主財源比率	%	20年度実績 34.2	33.4	33.4
2-	職員数(人口1,000人当たり)	人	10.58	10.3	10.0
3-	職員提案数(提案数/職員総数)	件 (%)	1 (0.4)	8 (3.0)	14 (5.0)

行政改革の効果額：平成22年度の事業実績額を基準に、継続的な取り組み(指定管理者制度、職員定数管理など)による基準額からの差し引きによる差額と新たな取り組みによる効果額の発生などを考慮して効果額を設定。

事務権限移譲を受けた条項数：国、道から町が受け入れ可能な権限を総数とし、その内移譲した割合。

将来負担比率：町が将来どのくらいの負担をする必要があるかを示す指標。早期健全化基準は350%。【(将来負担額 - 充当可能額等) / (標準財政規模 - 交付税参入額)】

実質公債費比率：町の借入金の返済額がどのくらいあるかを示す指標。早期健全化基準は25%。【(元利償還金 + 準元利償還金 - 充当可能額等) / (標準財政規模 - 交付税算入額)】

自主財源比率：歳入総額に占める自主財源の割合。比率が高いと自主財源が多く地方交付税等の依存財源の影響を受けにくい。【自主財源/歳入総額】

協働に向けた行動指針

町政懇談会等に積極的に参加し、意見を述べましょう。
町の財政への関心を持ちましょう。
納税者の義務を果たしましょう。

第2章 健やかでやさしいまちづくり

- 2 - 1 . 子育て支援の充実
- 2 - 2 . 高齢者施策の充実
- 2 - 3 . 障がい者施策の充実
- 2 - 4 . 地域福祉の充実
- 2 - 5 . 健康づくりの推進
- 2 - 6 . 地域医療の充実
- 2 - 7 . 医療体制の充実
- 2 - 8 . 社会保障の充実

2 - 1 . 子育て支援の充実

現状と課題

景気の低迷、厳しい経済状況、雇用の減少により子育て世代の収入も減少し、育児に対する不安に加え、経済面での不安も増加していると考えられます。

また、年々ひとり親家庭は増加傾向にあります。その中でも乳幼児を抱える若い世代のひとり親家庭が増えている状況にあります。

本町では、安心して子どもを産み育てることができるよう、保育サービスの充実をはじめ、乳児がいる家庭を訪問するこにちは赤ちゃん事業、子育て総合支援センターの設置、放課後児童対策による児童館クラブの設置など子育て支援に取

り組んできました。

子育て家庭への経済的支援として、子ども手当、児童扶養手当、乳幼児医療給付を実施しています。

また、中学生を対象とした赤ちゃん交流事業など命の大切さを伝える取り組みも進めています。

さらに、町内の関係機関と連携した「子育て支援・虐待ネットワーク」を設立して、予防、発見など児童虐待の防止を図っています。

今後は、一時保育や預かり保育の実施など保育サービスとともに、虐待の早期発見、母子保健の充実など総合的な子育て支援を図る必要があります。

施策の目的

すべての親が安心して子育てできるよう、また子どもたちもいろいろな方の笑顔に支えられながら健やかに成長できるよう、町全体で子育てを応援できる体制の充実を図ります。

主要施策

(1) 子育て家庭を応援・支援する地域づくり

子育て総合支援センターの充実を図り、児童にかかわるすべての業務を統括した体制を確立し、総合的な子育て支援体制の充実を図ります。

ファミリーサポート等の地域で支えあう子育て支援体制、住民相互活動を促進するため、育児支援ボランティアやサポーターの発掘など、地域や関係機関と連携しながら地域全体で子育て家庭を見守るネットワーク作りを図ります。

ファミリーサポート：乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行うもの。

第3部 基本計画

一時保育施設の設置及び病児・病後児保育への対応など、民間活用も含めた保育サービスの充実に努めます。

待機児童解消に努めるとともに、町内の保育園・幼稚園とも連携し、支援の必要な親子が安心して子育てできる環境づくりの推進を図ります。

仕事と育児の両立支援策として、企業へ各種制度の周知・啓発に努めます。

子ども手当、乳幼児等福祉医療費給付事業など、子育て世帯の経済的な負担軽減を図ります。

(2) 児童の健全育成

児童館建設に伴い、児童の健全育成はもとより、次世代のリーダーともなる中・高校生の活動の推進、また地域ネットワークの拠点施設として地域とも連携した児童館活動の充実に努めます。

留守家庭児童対策（児童クラブ）の推進を図り、親子ともに安心できる居場所の充実に努めます。

家庭や地域の教育力の向上をめざし、学習機会や情報提供を積極的に推進します。

家庭・学校と連携し、すべての児童一人ひとりに沿ったきめ細やかな支援に努めます。

(3) 子どもを健やかに生み育てる環境づくり

母子手帳交付時からパパママ教室、新生児家庭訪問、「こんにちは赤ちゃん」家庭訪問、相談の充実など母子保健事業を強化します。

乳幼児期からの適切な生活習慣の確保に向けた指導・支援の充実に努めます。

児童デイサービスセンターが発達支援センターとしての役割を担える体制を整備します。

世代間交流・赤ちゃんふれあい事業、父親広場事業を実施し、地域で子育て家庭を応援できる体制を整備します。

(4) 児童虐待の防止

中標津町の子どもにかかわる全ての組織で構成される子育て支援・虐待防止ネットワークが連携することにより、虐待等の未然防止・早期発見に努めるとともに、援助の必要な家庭に対して、それぞれの状況に沿った支援体制を推進します。

子育て支援・虐待防止ネットワーク：中標津町、中標津町教育委員会、釧路児童相談所、警察、保健所、病院、民生委員・児童委員、学校、保育園、幼稚園

町内会単位での細やかな見守り支援を強化するため、啓蒙活動を推進します。

(5) ひとり親家庭福祉の充実

ひとり親家庭の生活相談に応じ、各種福祉制度の活用を進めます。

成果指標

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
1-	子育て支援センター利用者数	人/年	10,090	12,110	14,530
1-	一時保育施設の設置支援	箇所	0	1	1
1-	病児・病後児保育の設置支援	箇所	0	1	1
1	乳幼児の子育て相談をする人がいない保護者の割合	%	0.4	0	0
2-	児童館利用者数	人/年	70,000	80,000	100,000
3-	「こんにちは赤ちゃん」家庭訪問の実施割合	%	(22年より実施)	100.0	100.0
4-	虐待等早期解決・未然防止に向けてのネットワーク会議の開催件数	件/年	11	24	24

協働に向けた行動指針

保護者の立場から

児童の健全育成のため、町内会、父母会、PTAに積極的に参加し、つながりを強化しましょう。

男性子育てに積極的に参加しましょう。

地域の立場から

子どもと子育てを地域社会全体で支えましょう。

企業の立場から

子育てを応援する環境をつくりましょう。

2 - 2 . 高齢者施策の充実

現状と課題

本町の人口に占める65歳以上の高齢者人口は、平成22年3月31日現在で4,591人、高齢化率は19.15%となり、全国及び全道平均に比べ高齢者の割合は低いですが、およそ5人に1人が高齢者という状況であり、高齢化は確実に進んでいます。また、高齢者単独世帯・高齢者夫婦世帯の増加、介護者の高齢化・介護力の低下等により介護に要する負担が大きくなってきています。

さらに、高齢者のうち約6割(2,800人程度)がひとり暮らしまたは高齢者夫婦世帯となっており、災害時はもとより高齢者の見守り体制が重要になってきています。

本町では、居宅サービスの基盤整備は一定程度

進んでいますが、今後の制度改正の動向を見極めながら施設サービスの充実を図る必要があります。

また、介護予防等を目的とする地域支援事業を実施していますが、要支援・要介護認定者は増加傾向にあり、ますます介護ニーズが増すものと思われます。生活機能の低下を防ぐだけでなく、要支援・要介護状態になっても、状態の改善や重度化の予防を図ることが必要となります。

今後は、保険者として介護サービスの質的向上と適切な介護サービスの提供を図るとともに、介護保険事業を適正かつ安定的に運営していく必要があります。

施策の目的

「高齢者が生きがいを感じ、安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし、高齢者が自立した生活が続けられるように、介護予防や福祉サービス、地域での支え合い体制の充実を図るとともに、高齢者が生活の豊かさを実感できるよう、生きがいづくりや社会参加の促進を図ります。

主要施策

(1) 地域支えあいの推進

地域包括支援センターを中核に、行政機関、介護サービス事業者、民生委員、各種ボランティア、町内会など、様々な職種間のネットワークづくりを推進します。

元気な高齢者を育成し、高齢者が高齢者を支えあう自主的・自発的な活動を支援

地域包括支援センター：介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

し、高齢者が安心して生活することができるような支援体制の構築に努めます。

(2) 安心して暮らせる環境づくり

福祉サービスの充実、高齢者に配慮した公営住宅や民間賃貸住宅の推進など高齢者の自立支援を図ります。

小地域福祉ネットワーク、災害時における高齢者支援、見守り体制の推進など安心して暮らせる環境づくりを推進します。

(3) 生きがいと健康づくり

高齢者の就労対策、老人クラブの活性化と支援、生涯学習の機会の拡充など高齢者の生きがいづくりへの支援を図ります。

総合的な健康づくり、元気な高齢者をめざす取り組みなど高齢者の健康づくりへの支援を図ります。

(4) 介護保険サービスの充実

居宅サービスについては、利用したい人が介護保険サービスを適切に利用できるよう、また介護サービスの質の向上を図ります。

施設居住サービスについては、老人福祉施設の入所待機者の早期解消や高齢者の増加に備えるため特別養護老人ホームの増床など、被保険者の負担に考慮しながらその充実を図ります。

介護保険事業計画に沿った介護サービスの提供に努めるとともに、サービス供給量に見合った保険料設定を行い、安定した介護保険事業の運営に努めます。

(5) 介護予防の推進

介護予防の重点対象者である二次予防高齢者と一次予防高齢者・要支援認定者に対して、介護予防事業を実施します。

町内会区域でボランティアが実施している高齢者サロンや老人クラブにも介護予防に関する知識や情報を提供し、啓発活動を実施します。

二次予防高齢者：65歳以上で生活機能が低下し、近い将来介護が必要となるおそれがある高齢者。

第3部 基本計画

成果指標

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
全	要介護認定率	%	13.5	15.0	15.0
全	80歳の要介護者の割合	%	16.9	16.4	16.2
1、2	災害時要援護者支援体制整備町内会数	会	1	20	30
3-	シルバー人材センター登録者数	人/年	159	181	200
3-	老人クラブ加入者数	人	1,069	1,174	1,261
4-	高齢者福祉施設の定員	床	54	90	90
5-	二次予防高齢者候補者の把握人数	人	472	550	580
5-	介護予防事業への参加	人/年	571	600	650
5-	運動器機能向上事業への参加人数	人/年	23	27	30

協働に向けた行動指針

町内会やサークル、サロン、異世代交流等、地域社会全体でつながりを深めましょう。
お年寄りを敬いましょう。
災害時の安否確認と避難体制の確保のため町内会活動を充実しましょう。

2 - 3 . 障がい者施策の充実

現状と課題

平成 22 年 3 月末現在の各障がいに係る手帳を所持している町民は、身体障害者手帳 914 人、療育手帳 130 人、精神障害者保健福祉手帳 74 人となっており人口 23,917 人に対しそれぞれ、3.82%、0.54%、0.30%となっています。

特に精神障害者保健福祉手帳所持者数はそれほど増加していませんが、自立支援医療（精神通院）の受給者証の発行を受けている方が 262 人と毎年増加しており相談支援の必要度が増えています。

平成 17 年 10 月に「障害者自立支援法」が制定され平成 18 年度より、児童デイサービスをはじめ新たな福祉サービスが提供されました。

児童デイサービスセンターにおいては、原則、幼児（未就学児）を対象とし、就学児においては発達支援事業等において支援を実施しておりま

すが、児童の中には町外への療育機関へ転出せざるを得ない状況があります。

北海道中標津高等養護学校は、平成 22 年度から間口増が図られ平成 24 年度には 1 学年 40 人から 56 人への増が完了し定員 120 人から 168 人と生徒が増え、これに伴い実習先や卒業後の就職先、居住の場の確保に対する支援の必要性が求められます。

町出身者で町外の入所施設やグループホーム等に居住している方は 60 数名おり、中標津町に帰りたいと願う入所者や入所者の保護者がいますが、本町には入所施設等がなく、在宅での支援体制や日中活動の場が不足しています。

今後は、各種サービスや相談・情報提供体制の充実を図り、社会参加の促進など障がい者施策の総合的な推進に努める必要があります。

施策の目的

だれもがいきいきと暮らす地域社会の実現をめざして、適切な支援を受けられる環境を創造します。

主要施策

(1) 地域における生活支援

広報・情報提供の充実、相談支援体制づくりなど相談支援と権利擁護の推進を図ります。

保健・医療・リハビリテーションの充実、こころの健康づくり、難病患者等への支援など保健・医療の充実を図ります。

第3部 基本計画

在宅生活への支援とともに、グループホーム・ケアホームの設置支援による居住の場の確保など、障がい者が地域で自立して生活できる条件整備を図ります。

(2) 自立と社会参加の促進

障がいの早期発見、障がいのある子どもの地域生活・家庭支援、障がい児教育の充実、療育・発達支援体制の充実など教育・療育の充実を図ります。

日中活動の場の確保、雇用就労の促進、障がい者雇用の拡大など社会参加の促進を図ります。

移動・コミュニケーションに関する支援、スポーツ・文化活動等の振興、障がい者団体の活動支援、まちづくり活動への参画促進など障がい者の社会参加の促進を図ります。

(3) ともに支えあう福祉のまちづくり

理解と交流の促進、福祉教育・福祉学習の推進、地域における福祉活動の推進などともに支えあうまちづくりを図ります。

居住環境の整備・改善など生活環境の充実に努めます。

成果指標

主要施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
1-	町内のグループホーム・ケアホーム利用者数	人	2	13	20
1-	居宅介護サービス利用時間	h/年	3,600	4,320	4,680
1-	児童デイサービスの利用者数	人/年	1,000	1,700	2,000
2-	就労支援事業等利用者数	人/年	2	20	24
2-	中標津高等養護学校卒業生の町内での就労	人/年	4	6	7

グループホーム・ケアホーム：障がい者が、家庭的な環境の中で、職員のサポートを受けながら、共同生活を送る施設。グループホームは障害程度区分が「非該当」と「区分1」の人、ケアホームは「区分2」～「区分6」の人が入居。

協働に向けた行動指針

障がいについて理解を深め、支え合いましょう。
障がい者の雇用を促進し、すべての人に優しい職場環境をつくりましょう。

2 - 4 . 地域福祉の充実

現状と課題

少子高齢化や核家族の進行、共働き世帯の増加に伴い、地域や家庭を取り巻く環境が大きく変化するなかで、これからの社会福祉においては、高齢者等が住み慣れた地域や家庭のなかで年齢や障がいの有無にかかわらず安心して生活が送れるよう、自立を支援していくことが求められています。

本町では、社会福祉協議会が総合福祉センターを拠点として、高齢者等に対する幅広い福祉サービスや町内会福祉活動への支援を行っているほか、社会福祉協議会と福祉ボランティア団体等が

連携し、地域における多様な福祉活動をおこなっています。

また、本町では54人の民生委員児童委員が地域の様々な相談の窓口として活動しています。

しかし、今後、少子高齢化の一層の進行に伴い、地域における福祉ニーズはますます多様化することが予想されるため、地域福祉を推進する多様な担い手づくりや、支え合いの地域づくりなど、地域福祉体制の一層の充実を進めていく必要があります。

施策の目的

町内会・ボランティアなど町民による地域福祉活動を促進し、地域全体で支えあう仕組みづくりを進めることで、だれもが住みなれた地域で幸せな生活ができるようにします。

主要施策

(1) 地域福祉社会の形成

町民だれもが地域社会に参画できる環境づくり、お互いが支えあいながら生きがいをもって暮らすことができる地域社会の形成を図るため、地域福祉計画を策定し、これらに基づいた様々な社会福祉活動を実践していきます。

(2) 地域資源の充実

社会福祉協議会をはじめ、民生委員児童委員、各種福祉団体、福祉ボランティア団体等を育成支援し、地域福祉を推進する多様な担い手づくりを進めます。

(3) 支えあいの地域づくり

支え合い助け合う地域づくりを推進するうえで隣同士での助け合いが最も重要なことから、町内会や社会福祉協議会と連携し、広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催等を図り、町民の福祉意識の高揚に努めます。
福祉ボランティアの育成及びネットワーク化を推進します。

(4) 各種援護の推進

遺族会等の援護や災害により生活の維持が困難となった町民に対する援護に努めます。

(5) ユニバーサルデザインのまちづくり

すべての町民が不自由なく安全に安心して生活ができる環境づくりに向け、バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

(6) 総合福祉センターの拡充及び利用の推進

総合福祉センターは地域福祉の拠点の場として今後一層の利用推進を図るほか、災害時の拠点施設としての機能充実を図ります。

成果指標

主要施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
3-	ボランティア講座受講者	人	126	150	170
6-	総合福祉センター利用者	人	19,344	19,500	19,700

協働に向けた行動指針

各種ボランティアやNPO活動に関心を持ち気軽に参加しましょう。

社会福祉協議会：民間の社会福祉活動を推進することを目的とした非営利の民間組織。

ユニバーサルデザイン：年齢や障がいの有無などにかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

2 - 5 . 健康づくりの推進

現状と課題

少子高齢社会の進展がますます加速するなか、互いに助け合いながらいきいきと暮らしていくために、一人ひとりが健康な状態で長生きしていくことが一層求められています。

本町では予防活動の基本として特定健診・がん検診を据え、一人ひとりの健康づくりを推進していますが、若い世代、また子どものときからの健康づくりが重要であることから、総合的に積極的に推進していく必要があります。

また、急激な社会構造の変化などにより、心の健康を損なう人が増加し、心の健康推進と医療・保健・福祉機能が連携できるサービス体制が求められています。

さらに、感染症予防対策としての予防接種については、各種健診時に予防接種の必要性を説明し、適切な時期に受けてもらうように努めています。今後一層、医療機関、学校など関係機関との連携を密にしながら、予防接種率の向上を図ることや新型インフルエンザなど、新たな感染症の流行に対しては速やかに町民に周知するとともに、蔓延防止に取り組む必要があります。

今後も、健康課題の解決に向けて、関係機関と町民が連携して取り組んでいくことが必要となっています。

施策の目的

安心して暮らせる「支えあうまちづくり」をすすめるために、一人ひとりの健康寿命の延伸と予防を重視した健康づくりを推進します。

主要施策

(1) 健康づくりの推進

生活習慣病予防計画の策定のもと、いきいき健康づくりの推進を図ります。

食育推進計画に基づき、関係部署と連携しながら、食育の推進を図ります。

保健予防事業推進のための職員充実など保健指導体制、健康管理体制の拡充を図ります。

広報・啓発活動の推進や教室・講座・イベントの開催などにより、町民の健康に対する正しい知識の普及や健康づくり意識の高揚を図ります。

子どもから高齢者までそれぞれの年代における健康増進・体力づくりの総合的な

推進を図ります。

(2) 母子保健事業の充実

女性の健康をサポートし、教室開催、相談の充実を図ります。

乳幼児の心身の健康と生活習慣の確立を図ります。

乳幼児健康診査・健康相談の実施により、疾病・発達の異常・育児上の問題の早期発見により、早期治療・早期療育開始による児の発達の保障と児童虐待の予防・早期発見を図ります。

栄養相談・教室での食の情報提供により、健康的な食生活の普及を図ります。

乳幼児、園児、学童等の歯科健診指導により、歯科疾患予防のための知識の普及と口腔衛生の推進を図ります。

(3) 成人保健事業の拡充

特定健診・特定保健指導事業の推進を図ります。

がん検診・健康増進事業の体制強化及び推進を図ります。

病気や障がいがあっても、健やかに過ごせるよう、健康相談・家庭訪問の拡充を図り、自主グループ活動との連携に努めます。

食生活改善協議会と連携し、健康的な栄養・食生活の普及を図ります。

歯科教室・相談の実施により、歯周疾患予防の知識の普及と口腔衛生の推進を図ります。

(4) 心の健康づくり推進

学習会の開催や自殺予防対策の推進など心の健康づくりを推進します。

(5) 感染症対策の充実

医療機関、学校など関係機関との連携を強化し、予防接種率の維持、向上を図ります。

新型インフルエンザや子宮頸がんなどの予防対策の強化を図ります。

女性の健康サポート：女性は女性特有の身体的特徴を有していることなどを踏まえ、道立保健所において、女性の健康上の相談に応じるとともに、健康保持や予防に関する普及啓発などの取り組みを行う。

第3部 基本計画

成果指標

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
1	喫煙率 男 女	%	H19年42.4 23.1	30.0 20.0	20.0 15.0
1	欠食率 幼児 成人男性 成人女性	%	3.0 28.3 16.4	0.0 25.0 15.5	0.0 20.0 15.0
2	乳幼児健診受診率	%	97.2	100.0	100.0
2-	3歳児一人平均う歯数	本	1.26	1.0	0.9
3-	特定健診受診率	%	16.0	60.0	65.0
3-	乳がん検診受診率	%	15.9	33.5	50.2
5-	予防接種実施率	%	91.0	94.9	97.0

協働に向けた行動指針

子どもから高齢者まで、それぞれの年代に応じた健康づくりの知識を身につけましょう。
生活習慣病予防のために「栄養バランスのよい食生活」「運動の実践」「禁煙・分煙・防煙」に取り組みましょう。
年1回は健康診査を受けて生活習慣病の予防、疾病の早期発見・早期治療を図りましょう。
町内会、学校、職場などふれあう者がお互いに気遣い、心と体の病を予防するよう心がけましょう。

2 - 6 . 地域医療の充実

現状と課題

本町の医療体制は、自治体病院である町立病院と、町内の6民間病医院の協力を得ながら、地域に必要な初期医療から入院・手術に対応する二次医療までを提供し、地域医療の確保に重要な役割を果たしています。

また、近年、食生活習慣の変化等により肥満、高脂血症、糖尿病、高血圧など生活習慣病の増加する中、町民一人ひとりが住みなれた地域で、健康で安心した生活をおくれる地域を実現するためには、救急医療をはじめとする地域医療体制の充実が求められています。

根室保健医療圏の中核病院として、その役割を担っている町立病院は、高度医療機器を整備するとともに、町民のニーズの高い各種専門外来等医療体制の充実を進め、救急、小児、周産期、災害、精神など地域に必要とされる質の高い医療の提供に努めています。

また、病院内に地域医療連携室を設け、地域に

開かれた病院として、地域の病院、診療所との連携を進めています。

このような中であって、さらに町立病院が根室管内の地域センター病院として本来の機能・目的を達成するためには、高度専門的な医療水準の確保や、地域の病病・病診連携強化が必要となります。

また、災害時における救急医療の体制も進めていく必要があります。

一方、救急医療体制については、町内における救急指定病院は町立病院のみであり、救急医療に対する町民の期待は大きなものがあります。しかし、近年、自分の都合で利用する「救急のコンビニ化」が大きな社会問題となっていることから、重症者が優先となる救急医療に対する理解を深め、緊急でない場合には通常の診療時間内受診を求める啓発を推進し、適正な救急医療の確保と充実に努める必要があります。

施策の目的

地域住民の命を守り、安全で安心な暮らしのためには、救急医療体制をはじめとする地域医療の充実が不可欠であることから、地域の実情を踏まえた医療体制の整備に努めます。

主要施策

(1) 地域医療体制の確立

町民に身近な医療を行う「かかりつけ医」の定着と在宅医療を促進します。

かかりつけ医：日頃から患者の病歴、健康状態を把握し、診療行為のほか健康管理上のアドバイスなどもしてくれる身近な医師のこと。

第3部 基本計画

医療機能に関する情報収集や患者紹介等の連携システムを構築することにより、身近な医療から高度医療までの医療機関相互の連携体制づくりを促進します。安心して安全な在宅療養が出来るよう、訪問看護ステーションや地域の病院・診療所など関係機関と連携を図りながら療養者と家族の支援に努めます。

(2) 町立病院の機能充実

根室管内の中核病院としての機能の充実・整備と地域に根ざした病院として地域医療の充実に努めます。

(3) 救急医療・災害時医療体制の確立

軽症患者のための一次救急医療体制と入院治療を必要とする重症救急患者のための二次救急医療体制等の調整を図り、救急患者の症状に応じて必要かつ適切な医療が受けられる体制づくりに努めます。

大規模災害、特に大規模地震による負傷者の発生に備えて、町立病院を中心とする応急医療体制の確立に努めます。

成果指標

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
2-	病床利用率	%	47.9	70.0	70.0
3-	町外医療機関への搬送件数	件/年	178	158	149
3-	時間外受診患者数	人/年	8,412	7,500	7,100

協働に向けた行動指針

救急医療が守られるよう病気の程度や診療時間を考え安易な受診はやめましょう。

2 - 7 . 医療体制の充実

現状と課題

町立病院は町唯一の公立病院であり、また根室管内の地域センター病院であることから、地域医療の確保のため重要な役割を果たしています。

地域住民の安心・安全・高度な医療を受けたいというニーズは今後も益々高まり、町立病院の役割は一層重要になっています。

しかし、病院運営の基盤となる医師確保が新臨床研修制度による医師不足で地域別偏在による医療格差が道内においても拡大するなど、地域医療の崩壊が叫ばれています。

管内の病院・診療所における医師不足は深刻な

新臨床研修制度：2年間を初期臨床研修として必修化し、複数の診療科で総合的に研修する制度。

状況となっており、町立病院の医師にかかる負担は大きくなっている状況がみられます。

今後も、大学医局への医師派遣要請や地域医療振興財団等への要請を行い、なお一層の医師確保対策を図らなければなりません。

また、急性期入院医療の評価体制が大きく変わり、手厚い看護に高い報酬を設定した改定が看護師の偏在も生み出しており、地方の中小病院での看護師不足に拍車をかけており、看護師の確保にも努める必要があります。

施策の目的

地域医療に支障を来さないよう現状医師数を確保し、増員に向けた要請・招聘を継続して行います。また、看護スタッフ等においても定員管理を的確に行い、継続性のある取り組みを図ります。

主要施策

(1) 医育大学医局への派遣要請

医師の確保に向け、地域センター病院としての道内三医育大学医局への派遣要請活動はもとより、道外医育大学医局への派遣要請活動を行いません。

(2) 地域医療振興財団等からの情報収集等

地域医療振興財団等を活用し、医師単独で就職活動をする場合があるため、より密な情報収集を行いません。

第3部 基本計画

(3) 医療技術職員養成修学資金の活用啓発

医療技術職員養成修学資金の啓発を広範囲に行い、医療技術職員（助産師・看護師・薬剤師等）の確保を図ります。

成果指標

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
1、2	医師数	人	19 (嘱託内数1)	22 (嘱託内数1)	22 (嘱託内数1)
3-	医療技術職員養成修学資金貸付者数	人	2	15	15

協働に向けた行動指針

医師、医療スタッフの確保と定着を図るため、適正な受診を心がけ地域医療を守りましょう。

2 - 8 . 社会保障の充実

現状と課題

近年の医療保険制度を取り巻く環境は、少子・高齢化の進展や医療技術の高度化、疾病構造の変化等により医療費が年々増大する一方、構造的な問題も一層深刻さを増すとともに、長引く社会経済の低迷とも相まって、その運営は非常に厳しい状況に置かれています。

こうした状況の中、平成 20 年度の医療制度改革により後期高齢者医療制度が創設され、また増大する医療費を抑制するためメタボリックシンドロームに着目した特定健康診査と必要に応じた特定保健指導の実施が各保険者に義務付けられました。

国においては、平成 25 年度に向けて新しい高齢者医療制度の創設などが検討されており、今後は、こうした国の動向を注視しながら、より安定した制度として円滑に運営することが求められています。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の基盤をなし、町民の医療の確保と健康の保持増進に大き

な役割を担っています。

しかし、国民健康保険の加入者は、高齢者や低所得者等の保険税負担能力が弱い方々の加入割合が高いため、その運営は非常に厳しい状況に置かれています。

今後は国民健康保険事業の健全化に向けて特定健康診査などを実施し、生活習慣病の予防による医療費の適正化に努めるとともに、保険税の収納率向上対策に努める必要があります。

国民年金については、老後の所得保障である公的年金制度の基盤としてその果たす役割がますます重要なものとなってきています。

さらに、低所得者の生活保護制度の適正な運用を促進します。

これらの制度の正しい理解が得られるように町広報紙を活用した広報活動等により周知、啓発を図るとともに、被保険者の保険料の納付意識の高揚に努めていく必要があります。

施策の目的

国民健康保険の安定的な運営に努め、生活習慣病予防による医療費の抑制に努めます。また、広域的な連携のもと、後期高齢者医療制度の適切な運営を図ります。さらに、国民年金制度の周知・啓発の充実を図ります。

主要施策

(1) 国民健康保険の安定的な運営

国民健康保険事業の安定運営を確保するため、国民健康保険税の収納率の向上を

第3部 基本計画

図ります。

メタボリックシンドローム に着目した特定健康診査及び特定保健指導により生活習慣の改善を図るとともに疾病の早期発見・早期治療を促進し、医療費の抑制に努めます。

国民健康保険適用者の自主的な届出を促すため、啓発活動を充実します。

(2) 後期高齢者医療制度の円滑な運用

後期高齢者医療制度の普及・啓発活動など制度の周知を図るとともに、医療費の適正化に努めます。

後期高齢者医療広域連合と連携のもと安定的かつ健全な運営を推進します。

(3) 国民年金制度の周知・啓発

年金相談や、町広報紙等で町民に制度の趣旨を正しく理解してもらうよう国民年金制度の周知・啓発に努めます。

町民の年金の受給に向けて、国との協力・連携のもと、被保険者資格の取得時等において適用の推進を図るとともに、保険料の口座振替の促進、各種免除制度の周知等に努めます。

成果指標

主要施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
1	国保加入者一人当たり療養諸費 (全道平均)	円	250,410 (344,047)	全道平均以下	全道平均以下
1、3	町広報紙掲載(保険料納付、制度周知)	回/年	15	16	18
3	役場での年金窓口相談	回/年	2,000	2,200	2,400

協働に向けた行動指針

国民健康保険税は納期内に納めましょう。

メタボリックシンドローム：内臓脂肪型肥満によって、さまざまな病気が引き起こされやすくなった状態。

第3章 力みなぎる産業のまちづくり

- 3 - 1 . 農業の振興
- 3 - 2 . 林業の振興
- 3 - 3 . 商工業の振興
- 3 - 4 . 観光の振興
- 3 - 5 . 6次産業化の推進
- 3 - 6 . 雇用対策の推進

3 - 1 . 農業の振興

現状と課題

我が国の農業を取り巻く環境は、WTO、FTA、EPA 交渉など輸入農産物との価格競争をはじめ、戸別所得補償制度の導入検討などの制度改革により、大きく変化してきています。

国においては、「食料・農業・農村基本計画」に基づき、食料自給率の向上や農村の活性化などを進めています。

道では、「北海道農業・農村振興推進計画」に基づき、地域の個性が輝く活気ある農業・農村づくりを進めています。

本町の農業は、無霜期間及び耕作適期が短いという気象条件にある中で、道内3位の耕地面積を誇る、平坦かつ広大な農用適地を有することから、草地型酪農を主体とした大型酪農地帯を形成しており、一部においては、馬鈴しょ、てん菜、大根、ブロッコリー等を主体とした畑作も展開され、牛乳・乳製品をはじめとする、安全・安心で良質な食料供給基地としての重要な役割を果たしています。

WTO：世界貿易機関。貿易に関する協定の管理・運営、加盟国間の貿易交渉を推進する国際機関。

FTA：自由貿易協定。関税など、通商上の障壁を取り除く自由貿易地域の結成を目的とした、2国間以上の国際協定。

EPA：経済連携協定。自由貿易協定（FTA）を柱として、通商上の障壁の除去だけでなく、締約国間での経済取引の円滑化、経済制度の調和等のさまざまな経済領域での連携強化・協力等をも含めたもの。

しかし、本町においても農業従事者の高齢化や労働力不足により農家戸数は年々減少する傾向にあり、牛肉の輸入自由化や環境問題及びBSE等の発生により「食」の安全・安心に対する消費者の関心が高まるなどの生産環境が大きく変化しており、今後、農業生産基盤の整備をはじめ、担い手対策、生産性の高い経営体の育成、経営体質の強化、流通コストの低減を図ることが重要です。

農業生産環境では、家畜排せつ物の適正な利用により、良質な自給飼料の生産を行い環境と調和した環境保全対策が求められています。

また、農業を基幹産業としながらも商業活動も盛んであり、畜産食品加工研修センターを有し、農畜産物に付加価値を高める取組を進めることで、さらに発展する可能性があります。

こうした条件を生かして、農畜産物の高付加価値化や消費者との交流などを通して、地場農畜産物の消費拡大を進めていく必要があります。

BSE：牛海綿状脳症。一般的には狂牛病。

施策の目的

安全・安心で良質な農畜産物の生産や付加価値の向上を図るとともに、農業・農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、農業生産基盤の強化、担い手の育成・確保、農村環境、農業生産環境整備の充実に努めます。

主要施策

(1) 農業生産基盤の整備

農業の生産性・収益性向上のために農地の基盤整備や施設整備を支援するとともに農道や排水施設の整備を進めます。

営農しやすい生産環境の向上のためにTMRセンター等の飼料生産専門の生産基盤整備をします。

(2) 担い手の育成・確保と支援体制の強化

高齢化や労働力不足により、農業者の減少は避けられない状況にあり、後継者や新規就農者への円滑な経営移譲をすすめ、中核的担い手として育成し、農業者人口の減少の抑制を図ります。

新規就農者の就農しやすい環境づくりのため、支援体制の充実を図り就農時に大きくかかる負担を低減します。

繁忙期における労働力不足に対応するために酪農ヘルパー、コントラクター制度を充実し労働力の確保を促進します。

独身後継者に対する結婚の支援及び将来に魅力ある農業経営のため、農業者年金の加入を促進します。

(3) 農地の有効活用

担い手確保、認定農業者への経営支援のため、農業委員会によるあっせんによる集積、農地保有合理化事業による農地の買入、管理、売渡の実施を行います。

農地確保、遊休化未然防止に向けた農地利用状況調査を実施し農地管理台帳の整備を図ります。

(4) 安全・安心・良質な農畜産物の付加価値向上

消費者のニーズに応えるため安全・安心で良質な農畜産物の生産をすすめ、付加価値を高める生産・加工・販売を促進します。

地場農畜産物の町内、町外への消費拡大をはかるため集出荷、輸送体制の充実を

TMRセンター：粗飼料と濃厚飼料を適切な割合に混合し、必要な養分を十分供給できるような飼料を調製する施設。

酪農ヘルパー：酪農家に代わって牛の世話をする仕事。

コントラクター：農作業の一部を代行して料金収入を得る組織。

第3部 基本計画

図ります。

地元での消費拡大を図るため、地産地消を推進します。

(5) 環境と調和した農業生産の推進

基幹産業である酪農や土地利用型農業を主体とした畑作の振興を維持しつつ自然循環型農業を推進し、家畜ふん尿の適切な処理や農薬、化学肥料の削減による環境負荷低減を進め環境との調和に配慮した農業生産を推進します。

(6) 多様でゆとりある農業経営の促進

農業経営の安定化を図り営農技術の向上と優れた経営能力を備えた農業経営者を育成・確保するため、関係機関と連携し農業経営に関する支援のほか生活環境の整備を推進し自然と暮らしが調和したゆとりある農業経営を行えるよう支援します。

酪農や畜産の環境衛生指導の強化を図り、伝染病等疾病の発生を防止するため、組織的かつ計画的に家畜自衛防疫活動を推進します。

(7) 畜産食品加工研修センターの充実

一般を対象とした研修会を実施し、畜産食品への理解を深める施設としての活用を図ります。

乳加工製品についての技術や専門知識の指導を行い、将来的に職とし、生産・販売を可能としてもらうことで、牛乳の消費拡大につながる専門技術の指導・技術者の養成を図ります。

A F くらぶ会員のみ頒布している製品を会員の感想・評判をもとに、原材料にこだわる中標津ブランドとなる製品を開発・市販化するなど製品の販売促進を図ります。

農業高校と連携を図り、作業の協力や技術指導の協力を行います。

衛生管理に努めるとともに、計画的な機器の更新を図ります。

成果指標

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
全	生産農業所得(1戸当たり)	千円	14,238	14,238	14,238
1	草地面積	ha	23,200	23,200	23,200
2	認定農業者数	人	24	24	24
2	新規就農者数	人	0	4	6
2	共同取組みによる収穫、乾燥、調整の面積	ha	6,971	7,500	7,800
2-	交流会の開催	回/年	2	3	3
2-	酪農ヘルパー要員数	人	21	21	21
2-	農業年金の新規加入者数	人/年	53	20	20
3-	農用地利用集積	%	87	91	92
3-	農地利用状況調査の実施	回/年	1	1	1
4	消費者からの特産品の評価(アンケート調査)	%	21.1	21.1	21.1
7-	研修センターでの一般研修者の利用回数	回/年	231	200	220
7-	研修センターでの一般研修者の利用人数	人/年	1,386	1,000	1,250
7-	研修センターでの専門技術指導回数	回/年	26	25	30
7-	研修センターでの専門技術受講者人数	人/年	52	50	60

協働に向けた行動指針

地産地消を進めましょう。

地域特性を活かしたおいしい農産物の生産や消費者に対する農産物情報の提供に努めましょう。

安価な生産物提供に努めましょう。

環境を考慮した循環型農業に取り組みましょう。

3 - 2 . 林業の振興

現状と課題

地球規模で年々進行する地球温暖化を防ぐため、環境維持保全が求められる中で、日本の森林は、輸入材により国産材の需用や木材価格の低迷など林業経営意欲の減退による担い手の危機や、従事労働者の減少・高齢化、さらに森林伐採による乱開発等を繰り返した結果、森林衰弱による保水力、土砂崩壊防止機能が低下するなど厳しい状況となっています。

このため、森林は国土の保全、水源かん養機能や木材を生産する機能の発揮とともに、地球温暖化防止への役割、自然生態系の維持のほか、豊かな緑を育む森林は、安らぎを与える保健休養林等として、森林空間の多目的活用が求められており、多面的機能を有する森林を育成・保全することは重要な課題といえます。

本町の森林は、平成 20 年度末では、面積の約 49% を占め、所有形態別では、国有林が約 77%、町有林 10%、私有林は約 13% となります。平地部の森林は地域住民の生活及び農業等他産業と

密着した防風保安林を目的に植林したものと、林業生産活動を積極的に実施する人工林帯、更には広葉樹が林立する天然性の樹林帯の防風保安林が多く、防風保安林については計画的な伐採、造林により機能の低下を最小限にした森林の更新を促進しています。また、昭和 30 年代に盛んに造林された森林が伐期を迎える林分も多く存在することから適切な森林整備促進を図ります。

しかし、私有林については、酪農家の経営規模拡大指向や木材需用及び木材価格の低迷している現状では造林意欲が低下し、森林機能の更新が減少しています。

また、林業については、林業労働者の減少や高齢化などにより、林業を取り巻く環境は厳しい状況ではありますが、近年は地球温暖化を防ぐための植林活動も見直されており、施業体制を整備し、森林資源の育成・保全を促進するとともに、森林空間の多目的な利用の増進を図っていきます。

施策の目的

森林資源の整備及び質的充実を促進し、二酸化炭素の吸収など森林の持つ環境保全機能の充実、水資源のかん養や町土保全、人と森林の共生や資源の循環利用に努めるとともに、持続可能な森林経営と林業・林産業の活性化を図ります。また、根釧台地の格子状防風林の保全、酪農家との連携強化による河畔林・耕地防風林・屋敷林などの緩衝地帯を整備し、環境保全対策を促進します。

主要施策

(1) 森林資源の育成・保全

植林や造林、適切な皆伐・間伐など森林資源の整備促進を図ります。

(2) 林業・林産業の活性化

施業の近代化など林業生産体制の充実を図ります。

人工林等の優良カラマツ材や間伐材の住宅や公共施設等（地材地消）への利用など他用途への利用拡大を促進します。

(3) 森林環境の保全と活用

水辺環境の保全、農地からの土砂等の流入や崩壊防止のため、河畔林の整備を図ります。

地域や都市住民の森林づくり（植樹・下刈・枝打ち体験等）への参加を促進し、環境教育及び余暇環境の場の創出を図ります。

成果指標

主要施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
全	人工林面積（町有林+私有林）	ha (%)	3,773 (48.7)	3,779 (48.8)	3,783 (48.9)
全	天然林面積（町有林+私有林）	ha (%)	3,638 (47.0)	3,638 (47.0)	3,638 (47.0)
全	無立木地面積（町有林+私有林）	ha (%)	329 (4.3)	323 (4.2)	319 (4.1)

協働に向けた行動指針

環境に配慮した機能的植樹活動に参加しましょう。

3 - 3 . 商工業の振興

現状と課題

地方を取り巻く厳しい経済情勢により、消費の低下、雇用環境の悪化等、中小企業の経営環境は、景気の低迷により依然として先行きの見えない状況が続いています。

また、近年、大型店舗の郊外流出及び進出に伴い、中心市街地商店街は空店舗等により空洞化が目立ち、まちなかで買物する人も減少しています。

本町では、中小企業者の資金源を強化助成し、金融の円滑化を図ることを目的に、中小企業融資制度を実施するとともに、町・中小企業・町民の責務を明確にした中小企業振興基本条例を策定しました。

また、中心市街地活性化及び空店舗対策を図るため、街並み再生に向けて活動する団体への支援、新たに創業をめざす起業家への事業経費支援、中

心市街地でのイベントの開催、「親水広場」の整備など中心市街地の活性化に向けた取り組みを進めてきました。

さらに、地域内で生産・製造される特産物の付加価値を高め、町の特産物を通して仲間づくり（生産者から消費者まで）から地域経済の発展に寄与することを目的に設立された、なかしべつミルクロード（中標津特産物協議会）における特産品の生産・製造及び町外・道外へのPR活動等に対し、支援を行って来ました。

今後は、中小企業振興基本条例に基づく振興策の展開をはじめ、中心市街地の活性化対策の推進、特産品の新規開発や販路拡大、企業誘致など地域に活力をもたらす産業振興策を進める必要があります。

施策の目的

中小企業が活性化することで地域経済の活性化に繋がることから、中小企業振興基本条例に基づく支援等施策を展開します。また、中心市街地に賑わいを呼び戻すため、空店舗対策、まちなか賑わい創出のための各種イベント等を含め、中長期的に立った市街地活性化のための対策を強化します。さらに、関係機関との連携による特産品のPR活動等積極的な事業展開を実施します。

主要施策

(1) 中小企業支援策の検討推進

中小企業に活力を持たせるため、地域内での経済循環の視点もふまえ、どのような方向に施策等支援を実行していくのか、中小企業振興基本条例ワーキング会議、

審議会等により中小企業支援策を検討します。

(2) 融資制度の充実

中小企業の経営基盤の安定化を図るため、国や道の融資制度や、経済情勢・他地域の情勢を踏まえて、充実した中標津町中小企業融資制度の構築を図ります。

(3) 既存企業の体質強化

商工会との連携のもと、中小企業経営相談、各種説明会を開催し、中小企業の体質強化を促進します。

技術研究機関・建築団体と連携し最新の建築技術についての講習会を開催し、町内建築工務店の技術力向上を図ります。

当町の住宅着工数、近年の住宅の特徴や町内工務店・メーカー別の受注率等、町内の住宅産業の推移を把握できるよう情報の発信を行います。

(4) まちなか賑わいの創出

きれいなまちなかを創出し、市街地活性化のため、環境整備や人の集うイベント等を開催し、賑わいを呼び戻す事業を推進します。

中心市街地でお祭り等のイベントを開催することにより、町民が気軽にまちなかに来る機会を作り出し、まちなかの良さを認識してもらい、市街地に来やすい環境を創出します。

(5) 空店舗対策及び創業者への支援

起業家支援事業として、都市計画用途地域内で新たに創業をめざす創業者に対し、事業経費の一部を助成することにより、創業者への支援を図ります。

(6) 特産品の開発・PR活動の展開

なかしべつミルクロード等関係機関との連携により、国の補助事業等も視野に入れ、新規特産品の開発に向けた取り組みを推進します。

現在行っている町外・道外へのPR活動を継続的に実施・支援していくとともに、新たな販路拡大に向け、積極的なPR活動を展開します。

第3部 基本計画

成果指標

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
全	年間販売額	百万円	109,135	110,200	110,700
全	製品製造出荷額	百万円	10,272	10,600	10,800
3-	技術講習会の開催	回/年	1回	1回	1回
3-	住宅情報の発行	回	0回 (3年に1度)	隔年	隔年
4	中心市街地の歩行者交通量	人/日	2,810	2,950	3,090
4	中心市街地の車輛交通量	台/日	39,603	41,580	43,560
5-	起業家支援事業実績	件	2	4	6

協働に向けた行動指針

地域循環型消費に努めましょう。
関係機関と連携して地域ブランドの開発を図りましょう。

3 - 4 . 観光の振興

現状と課題

旅行者のニーズが多様化し、これまでの大量送客により決められたコースを見て回る発地型観光から、個人・少人数のグループが旅の目的を「より明確に」「より深く」追求し、何度も足を運ぶ着地型観光へと移行しつつあり、体験・滞在型観光の推進、町内の観光振興と管内周辺の観光資源を活かした広域的な観光振興を早急に図る必要性に迫られています。

本町の魅力の向上と交流人口の増加に向け、空港を活用した観光客の誘致、開陽台、養老牛温泉などの既存の観光資源や、体験型メニューの充実

と市街地の活性化を図り更なる観光・交流資源の掘り起こしに努める必要があります。

また、伝統のある夏祭り・冬まつりなどのイベントも一定の集客を得ておりますが、イベント内容のマンネリ化、人材不足などの感は否めない状況であるため、マンネリ化からの脱却を図り、後継者の育成が急務となっています。

観光振興を進める上では、民間との協力体制が必要不可欠であり、その中核となる観光協会の機能強化を図る必要があります。

施策の目的

観光の振興を図り、物流や人の往来など外部からの域内消費を増やし地域の産業・経済を安定させ、雇用機会の創出、域外への発信につなげるサイクルを確立し持続的、安定的で魅力あるまちづくりを行います。

主要施策

(1) 広域観光・交流機能の充実

体験・滞在型観光の推進を図るためには、管内及び周辺地域との連携が不可欠であるため、地域間の協力体制を整備し、受け入れ態勢の確立、魅力ある観光メニューづくりを行います。

(2) 観光客等の誘致

積極的な情報発信、PR活動の強化を図り、いかに当地域に来てもらうかを検討し、受け入れる側のサービスの充実、ホスピタリティの向上に努めます。

ホスピタリティ：心のこもったもてなし。手厚いもてなし。

第3部 基本計画

本町の立地条件を生かし、ゲートウェイ 空港としての機能を持つ中標津空港を活用し、海外も視野に入れた観光客誘致に関係機関と協力して取り組みます。

(3) 観光推進体制の充実

観光協会の独立運営、イベント等の充実、ボランティアガイド等の人材育成に尽力し、民間ベースによる観光推進体制を確立させ、産業・経済の安定化、雇用の創出、新たな「食」や「土産品」等の開発に取り組みます。

国際化時代に対応したまちづくりに向け、通訳や外国語標示などは重要となることから、関係機関と協力して、テーマ性のあるものとして検討します。

成果指標

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
全	観光入込客数	万人/年	37	39	41
全	宿泊客数	万人/年	4.4	4.6	4.8

協働に向けた行動指針

中標津町をはじめ、道東の観光拠点としての情報発信基地の創出に協力しましょう。

ゲートウェイ：門口。出入り口。接点。

3 - 5 . 6 次産業化の推進

現状と課題

我が国の農業は貿易の自由化による海外の安価な農作物との激しい競争や、産業の2次、3次産業化が進行したことなども影響し、衰退の道を歩んでおり、このような状況が続けば、後継者不足や経営困難等による離農が増加するなど、きわめて厳しい状態にあります。

そのため国は、より一層の農家所得の向上を図られるよう、農業者自らが生産に加え、加工・流通・販売に取り組む農業の6次産業化を推進しています。

本町においては一部農業者が自ら生産(1次)、加工(2次)、販売・サービス(3次)を行い、直売や、観光客を集めて牧場作業体験等を取り組んでいる農家もありますが、各種産業との連携は十分ではない状況にあります。

本町の経済活性化を図るためには、農業者個々の取り組みを支援しながら、地域の各種産業が互いに協力することも重要であり、地元の農畜産物に付加価値を付けて地域ブランドとして位置づけ、将来的には販路拡大をめざした取り組みを進めていくことが重要な課題となっています。

このため農林畜産業者、加工業者、販売業者の関係をより強固なものとし、6次産業として発展

していくために、総合的に展開する経営や観光的視点から、牧場、レストランの経営など地域活性化に結びつく具体的な構想づくりが必要となっています。

わが国の林業は戦後植林した人工林が利用可能な段階に入りつつありますが、森林所有者の林業への関心の低下により、森林の適正な管理に支障を来すことが危惧される状況にあります。一方世界的な木材需用の増加や、低炭素社会づくりの動きなどを背景に、木材利用拡大に対する期待が高まってきています。

本町の森林の中でカラマツの伐期齢(7齢級から11齢級)がカラマツ全体の60%を占めており、適切に枝打ちされた10齢級のカラマツは、ほとんど無節であると予想され、木材本来の美しさと強度を持ち、気候も冷涼であることから成長が遅く目の詰った質の高い材として高品質のブランド材の可能性を秘めています。

こうしたカラマツを活用し、6次産業として発展していくために、関係団体・機関の連携のもと、一般建築材への利用促進とブランド化に向けた取り組みを進める必要があります。

施策の目的

農畜産業が食品産業、流通業、観光業等の地域の他産業と連携することにより、地域の産業を推進し、また、中標津特有の資源を発掘・開発し、その商品化、事業化を進め、付加価値のある地域ブランドとして確立し、地域における雇用と地域経済の活性化を図ります。また、町有林より生産されるカラマツ材を一般建築材として活用するためにその方策を研究し、優良カラマツ材としてブランド化を図ります。

主要施策

(1) 農畜産物加工・流通の支援

農業者が自ら行う農畜産物の生産・加工・販売や地域内外への販路拡大などを総合化するために、各種補助制度の導入や新たな「起業化」に結びつく体制づくりとその実現に向けた取り組みを支援します。

工房製チーズでの指導・研修の開催など、新たな農畜産物の生産・加工における畜産食品加工研修センターの活用を図ります。

(2) 地域内連携による経済活性化

農畜産物加工に加え、外食や観光等の異業種と連携することで、集客数の確保、販売額の増加、雇用機会の増大等を図ります。

(3) 優良カラマツ材のブランド化を図るための利用促進

優良カラマツ材が価値ある材として市場流通するためのブランド化への取り組みを支援します。

地元生産物を地元製材業者により加工し、地元建築業者により住宅を建てるなど一般建築材への利用促進に取り組み、木材産業の活性化や需用拡大を図ります。

(4) 新産業の支援

地域の資源を活用した海産物の加工等も水産物の6次産業と捉え、その実現に向けた取り組みを支援します。

成果指標

主要施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
1	6次産業化に取り組んでいる農業者数	人	4	4	4
1、4	6次産業化に取り組む組織	団体	0	1	1
3-	優良カラマツ材を使った施設の建築	件	0	0	1

協働に向けた行動指針

地域の資源を活用した加工等の6次産業を支援しましょう。

3 - 6 . 雇用対策の推進

現状と課題

近年の長引く不景気により、全国的に雇用環境は厳しい状態にあり、本町においても例外ではなく、通年雇用化へ向けての対策は急務となっています。

平成 19 年度から国の冬期技能講習助成金給付制度が廃止されたことから、季節労働者から通年雇用化への支援の移行に伴い、平成 19 年 8 月から根室管内 4 町通年雇用促進協議会を設立し、通年雇用化に向けたセミナーや講習等の事業を実施しています。

また、冬期間の失業を余儀なくされるこの地域において、冬期技能講習助成金制度の廃止もあり

冬期の就労対策が不可欠であることから、町有施設の清掃や道路清掃を例年実施しています。

さらに、本町の経済の発展及び雇用の拡大を目的に、立地企業等に対して中標津町産業振興奨励金を助成していますが、企業誘致的要素もあり対象者には大企業が多く、地元経済の発展及び雇用の確保・就労の促進には繋がっていない現状がみられます。

今後も、管内全体で通年雇用化に向けた取組み及び冬期就労対策等事業展開とともに、就労の促進に向けた更なる取組みが必要となっています。

施策の目的

失業者または季節労働者の通年雇用化に向けた取組みを多様な観点から継続的に推進していきます。

主要施策

(1) 通年雇用化対策の推進

管内 4 町の行政・商工会等構成団体による通年雇用化促進協議会の活動を支援します。

若者や高齢者など様々な季節労働者が参加しやすく労働意欲が喚起されるような事業の展開により、通年雇用者の増加を図ります。

(2) 季節労働者への就労対策の推進

冬期間の就労対策事業を継続的に実施していきます。

(3) 雇用の確保に向けた取り組み

企業誘致の推進を図り、立地企業などに対する助成を行い、新たな雇用の場の拡大を図ります。

ハローワークなど関係機関と連携した、雇用情報の提供などを進めます。

優れた地域資源を生かした新たな雇用の創出により、地域における雇用の安定と、地域経済の活性化に努めます。

成果指標

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
全	通年雇用化人数 (管内4町季節労働者数)	人/年	11 (503)	13	15

協働に向けた行動指針

高齢者、障がい者の雇用機会を増やしましょう。
新たな雇用の場を創出しましょう。

第4章 利便性のある調和のとれたまちづくり

4 - 1 . 計画的な土地利用と市街地整備の推進

4 - 2 . 景観形成の推進

4 - 3 . 道路・交通網の充実

4 - 4 . 情報化の推進

4 - 5 . 住宅施策の推進

4 - 6 . 公園・緑地の充実

4 - 1 . 計画的な土地利用と市街地整備の推進

現状と課題

本町の土地利用は、都市機能を備えた市街地、優良農地としての農業地域、多面的な機能を持つ森林地域などにより構成されています。

これまで、都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画、森林整備計画などに基づき計画的な土地利用を行ってきました。

しかし、人口増加による地域の発展とともに、市街地が拡大し、住宅地、道路、公園、下水道など都市基盤施設等が充実してきましたが、同時に都市機能の無秩序な拡散による市街地のスプロール化や中心市街地の空洞化が進行しつつあり、都市経営コストも増大しています。

また、市街地周辺には、保安林をはじめとする森林や優良な農地が広がり、牧歌的な景観を形成していますが、市街地周辺の農地の宅地化など無秩序な市街地の拡大が進んでいることから、自然環境や田園景観を維持するため、優良な農地等の保全を図ることが課題となっています。

中心市街地は、商業、業務などの様々な機能が集まり、人々の生活の場であると同時に娯楽や交

流の場として、地域に根ざした風土、景観、文化、伝統などを育んできました。近年、商業を取り巻く環境の変化や居住人口、交流人口が減少し、地域コミュニティの活力が低下しつつあり、高齢化等により文化、交流機能などの中心市街地が発揮すべき本来の機能も低下し、失われた賑わいを取り戻すことが求められています。

今後は、人口増加は鈍化し、少子高齢化が進行することが予測されることから、市街地の拡大を抑制し、都市の既存ストックの有効活用を推進することにより、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造、さらには、地球環境時代に対応した低炭素型都市構造への転換が求められています。一方で地域の活力を生み出す空港活用型産業等を創出し、定住人口の増大を図る必要があります。

また、市街地の町有未利用地について、その活用と利用を図ってきており、今後も処分や貸し付けによる有効活用を図る必要があります。

施策の目的

都市計画マスタープランや農業振興地域整備計画、森林整備計画など、土地利用計画の総合的な調整を図りながら、調和のとれた計画的な土地利用を推進します。また、市街地の無秩序な拡大を抑制しつつ、まちの中心に人や施設、各種機能が集まり、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりとあわせて、企業誘致などによる定住人口の増大をめざします。さらに、町有未利用地の有効活用と遊休地処分を図ります。

主要施策

(1) 計画的な土地利用の推進

各種法令等の有効活用により、無秩序な市街地の拡大を抑制し、都市機能がコンパクトに集積した土地利用を図ります。

(2) 都市計画マスタープランの推進

都市計画マスタープランは、都市計画の長期的な基本方針を示し、土地利用や道路、公園、下水道、市街地開発事業等の都市計画を推進するにあたり、基本的な方針となるものであることから、今後も、関係機関及び町関係課と連携、調整のもと、都市計画マスタープランを推進します。

(3) 市街地整備の推進

中心市街地に都市機能(公共機能、商業機能、住機能)を再集積することにより、利便性とゆとりある、歩いて暮らせる充実した生活空間の創出を図ります。

中心市街地の活性化と魅力ある快適なまちづくりを推進するため、中心市街地活性化方策の検討機関を設置し、市街地の整備改善と商業等の活性化を一体的に推進します。

(4) 町有未利用地の有効活用

今後の公共的な施設の建設予定箇所として推奨に努めます。

隣接者・移住者に取得希望があれば、精査して売払いをし、遊休地処分の推進を図ります。

(5) 移住対策の推進

移住促進のため、自然環境と共生する快適でゆとりある住環境の形成を図ります。

成果指標

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
4	土地貸付面積	m ²	742,163	742,163	742,163

協働に向けた行動指針

周辺環境と調和した土地利用を図りましょう。
歩いて暮らせるまちにしましょう。

4 - 2 . 景観形成の推進

現状と課題

近年、精神的、文化的に豊かな生活を求める意識の高まりとともに、景観に対する関心が高まっており、町民がまちに愛着を感じ、訪れる人が魅力を感じるようなまちづくりを進めるためには、景観形成が大きな役割を果たします。

本町では、平成9年に景観条例を施行し「ふるさと中標津の良好で緑豊かな自然景観や酪農景

観などを守り、つくり、育てる」ことを目的に景観形成に取り組んでいるところです。

また、国道272号沿線や携帯電話基地局設置に関する景観形成基準の施行により市街地景観の保全誘導を行っていますが、今後は、国の法体系や施策体系の変革に対応した新たな段階の景観行政に向かうことの検討が必要とされています。

施策の目的

地域の特性を生かした中標津らしい魅力ある景観形成と、自然環境と調和した美しい景観形成をめざします。

主要施策

(1) 景観法に基づく景観計画の策定

景観施策の推進体制を確立し、景観法に基づく景観計画の策定と、それに基づく各種景観施策の導入をめざします。

(2) 景観の質の向上、保全、活用の推進

市街地景観の質の向上や自然的景観の保全、歴史的景観の活用により、中標津らしい魅力的な景観形成を図ります。

(3) 景観形成の普及・啓発等の推進

景観に関する学習の機会を設け、景観への意識の醸成を図り、具体的な取組みにつながるよう、景観形成の普及、啓発等を推進します。

景観法：都市、農山漁村等における良好な景観の形成を図るため、良好な景観の形成に関する基本理念及び国等の責務を定めるとともに、良好な景観の形成のための規制措置を講ずる景観についての総合的な法律。平成16年制定。

成果指標

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
1-	景観計画の策定	-	未	策定	策定
1-	景観形成団体の育成	団体	2	2	3

協働に向けた行動指針

地域町民が連携し美しいまちづくりを進めましょう。

景観形成団体：景観条例に基づき、認定された景観形成を図ることを目的とした団体。

4 - 3 . 道路・交通網の充実

現状と課題

広域分散型の地域構造を有する根室・釧路地域において、人的、物的交流の基盤となる地域高規格道路は必要であり、これまでも、関係機関との連携を密にし、計画的に整備を進めてきています。

釧路トライアングル整備構想で構成されている釧路中標津道路、根室中標津道路などの広域基幹道路は、緊急・重症医療患者の輸送路確保による町民生活の安定、農畜産物や水産物の物流の促進、中標津空港へのアクセスなどによる地域の活性化が期待されることから、地域高規格道路の早期整備が求められています。

町道の整備については、町内会、連合会毎に要望調査を実施し、5箇年計画を策定して整備を進めています。当町の舗装率は、平成21年度末で55.4%であり、北海道における市町村道舗装率56.2%に比べても整備が遅れている状況にあります。

また、町内の橋梁について、老朽化した橋がみられることから、橋梁点検の実施など耐震化・長寿命化に向けた取り組みが求められています。

今後は、関係機関と連携し、幹線道路から身近な生活道路に至るまで、より一層安全で便利な道路網の整備に積極的に取り組むとともに、橋梁の長寿命化など安全な道路環境づくりを進めていく必要があります。

公共交通機関については、町営バスが郡部3路

釧路トライアングル整備構想：釧路・根室地域が互いに連絡を取り合いながら、地域づくりを進めるため、その基本となる釧路・根室・中標津間の道路ネットワークの整備促進を目的とする構想。平成11年に発足。

線を運行し、市街地との移動手段を確保し、民間事業者が市街地を循環する市内循環線と他市町間とを結ぶ生活バス路線を運行しています。

しかし、利用状況は郡部の人口の減少に伴い町有バスの利用率は低下し、生活バスも年々利用者が減っており、路線の維持が課題となっています。市内循環線については、住宅地の拡大により路線延長の要望があることから路線の見直しが必要となっています。

中標津空港は、知床世界自然遺産をはじめとする素晴らしい自然環境に恵まれていることから、北海道東部の空の玄関口「ゲートウェイ空港」として、地域産業・経済・文化の発展に大きな役割を果たしています。

中標津空港の搭乗者数は、平成10年度の25万8千人をピークに減少傾向にあり、航空事業者による路線見直しが行われ、地域経済や地域医療にとって深刻な問題となったところであり、航空路線の見直しに対する協議の枠組みの構築に向けて関係機関と連携を図っていきます。

今後は、搭乗者数の増加や搭乗率の向上をめざし更なる利用促進を図っていくとともに、東京直行便の増便や夏季間における中型機運航の充実、適正な運賃設定、新規路線の就航、修学旅行の誘致などの要望活動や、空港利用者の利便性の向上に努める必要があります。

施策の目的

町民生活の利便性向上や地域の活性化に向け、高規格道路の整備促進をはじめ、町道等の維持管理の充実を図ります。また、身近な移動手段である公共交通システムの維持に努めます。さらに、中標津空港の利用者促進を図ります。

主要施策

(1) 高規格道路等の整備促進

高速交通ネットワークの形成に向け、釧路中標津道路、根室中標津道路など地域高規格道路の早期整備を、国や道など関係機関に対し引き続き要望します。

国道・道道について、国や道など関係機関に要望し、整備促進を図ります。

中標津空港へのアクセスを視野に入れながら、関係機関と意見交換・情報交換を図ります。

(2) 町道等の生活道路の整備

道路整備5箇年計画に基づき、計画的な町道整備を行います。

市街地の歩道の現況調査を実施し、計画的な歩道整備を行います。

(3) 安全な道路環境の維持

橋梁の調査・点検結果に基づき、橋梁の長寿命化を図ります。

交通の安全を確保するため、町道の区画線、ガードレール、警戒標識などの安全施設の設置を図ります。

冬期間の視程障害及び吹き溜まりによる交通障害を解消し、除雪作業の軽減等のため防雪柵設置を図ります。

(4) 公共交通機能の強化

町有バスについては、町民の意見要望を聞きながら路線変更を実施します。

市内循環線については、路線変更等により郊外の住宅地と中心市街地とのアクセスを確保します。

地域高規格道路：地域構造を強化する規格の高い道路。釧路中標津道路、根室中標津道路など。
視程障害：雪などにより見通しが通常より短くなること。

第3部 基本計画

生活バス路線については、利用者を増加させるために、路線変更等により充実を図ります。

(5) 安定した航空路線の維持・活用

地域にとって有益な高速交通の確保に向けて、現航空路線の維持及び新規路線の就航をめざし、搭乗者数の確保、搭乗率の向上、観光客の誘致に向けた利用促進に取り組みます。

空港アクセスの向上のため、広域的な連携のもと、空港路線バスの維持を図ります。

成果指標

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
2-	町道の舗装率	%	55.4	59.0	60.8
3-	橋梁の補修箇所	箇所	0	0	2
3-	警戒標識の整備	基	20	100	140
3-	防雪柵の整備 (計画3.30km)	km	0.33	1.40	1.98
4-	町有バス利用者数	人/年	4,855	5,000	5,200
4-	市内循環線利用者数	人/年	49,559	50,000	51,000
4-	生活路線利用者数	人/年	156,107	158,000	160,000
5	搭乗者数	人/年	167,325	180,000	190,000
5	搭乗率	%	65.72	66.0	67.0

協働に向けた行動指針

町内のバスを積極的に利用しましょう。
中標津空港を利用しましょう。

4 - 4 . 情報化の推進

現状と課題

パソコンや携帯電話、インターネットが爆発的に普及し、だれもが世界中の情報を手軽に入手し、情報発信することができる環境が実現しています。また、全国的に、各種の行政サービスをインターネット経由で提供する電子自治体の構築が進んでいます。

本町では、中標津市街地と計根別市街地、開陽台周辺においては民間の電気通信事業者によるブロードバンドサービスが提供されておりますが、その他の地域では未だに通信に時間のかかるナローバンドサービスの提供にとどまっています。

町内における情報格差は、生活・文化・教育・経済活動など町民生活に大きな影響を与えるこ

ブロードバンドサービス：高速な通信回線の普及によって実現される次世代のコンピュータネットワークと、その上で提供される大容量のデータを活用した新たなサービス。おおよそ通信速度が500kbps以上（1kbpsは1秒間に1000ビットのデータを送れること）

とから、町内におけるブロードバンド・ゼロ地域の解消に向けた事業に取り組む必要があります。

町行政においては、情報ネットワーク整備事業で構築したイントラネット及び庁内LANを整備し庁内の情報化を進めるとともに、平成8年にパソコンのホームページ、平成16年に携帯サイトのホームページを開設し、町内外への情報提供を図っています。

今後も、情報基盤の整備や多様な情報サービスの提供とともに、これらの情報環境をだれもが安心して利活用することができるよう、情報弱者対策の充実や情報セキュリティ対策の徹底に努める必要があります。

イントラネット：インターネット標準の技術を用いて構築された庁内ネットワークのこと。
LAN：構内通信網。

施策の目的

地域情報化の進展による地域経済及び町民生活の向上を図るため、情報基盤の整備とともに情報提供などの充実を図り、町全体の情報化を推進します。

主要施策

(1) ブロードバンド・ゼロ地域解消に向けた取り組み

地理的な要因により「高速インターネット接続」など情報通信技術の恩恵を受けられない地域においては、無線方式によるブロードバンドサービスを行い、情報格差の是正を図り、生活水準の向上と地域経済の発展に努めます。

第3部 基本計画

(2) 自治体の情報化の推進

電子自治体 の入り口として、ホームページ内容の充実及び有効活用を図ります。
既存の各種システムの維持・充実に加え、**文書管理の電子化や電子申請システム**
など、情報環境の充実を進めます。

(3) 情報化の環境づくりの推進

各種サービスを安全かつ円滑に提供するため、情報セキュリティ 対策の強化を図ります。
意識の高揚と情報活用能力の向上に向け、情報通信技術に関する情報を発信しま
す。

成果指標

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
1-	ブロードバンド利用可能率	%	92.94	100.0	100.0

協働に向けた行動指針

情報サービスを利用し活用しましょう。

電子自治体：住民利便性の向上、内部事務の効率化とサービスの向上をめざしてインターネット等を利用して各種の行政サービスを提供する自治体。

セキュリティ：安全性。

ブロードバンド利用可能率：町内でのブロードバンド利用可能世帯の割合。

4 - 5 . 住宅施策の推進

現状と課題

平成 18 年度に「住生活基本法」が立法化されたことに伴い、本町では平成 19 年度に、行政をはじめ住まい手や住宅関連事業者の住まいづくりのガイドラインの役割を持つ「中標津町住生活基本計画」と、老朽化が進む公営住宅等の建替及び改善計画等の整備方針となる「中標津町公営住宅整備活用計画」を策定しています。

今後、公営住宅等の役割を再確認し、人口世帯動態・需要動向等を踏まえ、適切な管理戸数を設定するとともに、道営と適切に連携・役割分担する必要があります。老朽ストックを効率的に更新していくため、民間型手法の導入や簡易耐火構造の全

面的改善等、近年の新たな手法についても検討する必要があります。

本町は、これまで住宅セーフティネットとして重要な役割を果たしてきた公営住宅について、財政的な制約の高まりの中で、老朽住宅の更新を積極的に推進するとともに、改善及び適切な計画修繕によりセーフティネット機能を強化する必要があります。

セーフティネット：安全網。網のように救済策を巡らし、安全や安心を提供する仕組みのこと。

施策の目的

住宅政策の目標・推進方針を定め、具体的な住宅施策を推進するとともに、公営住宅等の整備方針に沿った整備・改善・維持保全を推進し、総合的な活用を図ります。また、建築指導による良好な住環境の形成を図ります。

主要施策

(1) 公営住宅の整備・維持管理の推進

老朽化した公営住宅の整備・改善・維持保全を推進します。
公営住宅の構造上重要な部分の修繕等、維持管理に努めます。

(2) 住環境の形成

各関係機関との連携を図り、違反建築物の防止や建築技術指導を行い、良好な住環境の形成を図ります。

第3部 基本計画

(3) 良好な住宅地の形成

市街地整備と連動し、民間への適切な開発指導等により、良好な住宅地の形成を進めます。

成果指標

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
1-	公営住宅の建設	戸	0	56	92
1-	公営住宅の除却	戸	0	32	64
1-	公営住宅の個別改善	戸	176	224	224
2-	違反建築物の防止(発生件数をなくす)	件	0	0	0
2-	建築指導(パトロール等)	回/年	3	4	4

協働に向けた行動指針

住環境を整え、心豊かな生活を目指しましょう。

4 - 6 . 公園・緑地の充実

現状と課題

当町では、35箇所（うち都市公園30箇所）の公園が整備され、町民1人当たりの都市公園面積は、65.6㎡/人で全道の25.6㎡/人（平成20年3月現在）を大きく上回っています。

また、平成20年度に運動公園の整備が完了し、想定された公園整備は完了しており、今後は公園

施設長寿命化を図るため修繕計画を策定し、適切な維持管理を進めていく必要があります。

また、開発行為等により整備された緑地については、適切な維持管理が必要となっています。

施策の目的

適切な維持管理を行う事により、公園施設による事故防止及び将来の改築時のコストの低減を図ります。

主要施策

（1）安全・安心な公園施設整備

公園施設長寿命化計画を策定し、計画的な修繕、改築、更新を行い、公園施設に起因する事故防止を図り、利用者の安全性の向上のため、計画的に整備を行います。

（2）緑地の適切な維持管理

市街地緑地の適切な維持管理を行います。

成果指標

主要施策	成果指標	単位	平成21年度 （実績）	平成25年度 （中間目標）	平成27年度 （目標）
1-	公園の修繕箇所数（計画26箇所）	箇所	0	4	8

第3部 基本計画

協働に向けた行動指針

緑地・公園施設を大切に使いましょう。

事業者は工場や商業、施設などの緑化など進めましょう。

第5章 安全・安心で快適なまちづくり

5 - 1 . 消防・防災の充実

5 - 2 . 防犯・交通安全の充実

5 - 3 . 消費者対策の推進

5 - 4 . 環境保全の推進

5 - 5 . 循環型社会の形成

5 - 6 . 上・下水道の再整備

5 - 7 . 衛生施設の充実

5 - 1 . 消防・防災の充実

現状と課題

国においては、平成 18 年に消防組織法を改正し、各種災害の大規模化・住民ニーズの多様化に対応すべく、消防がより強力な体制を築くため消防広域化による基本指針が示されています。

本町の消防機関についても、関連団体と互いに連携しながら消火活動や防火活動等を行っています。

今後とも、広域的な消防・救急体制の一層の充実に努めるとともに、消防施設の整備を強化する必要があります。

防災に対する意識が高まる中、町民一人ひとりや企業などの発意に基づく「自助」、地域の多様な主体による「共助」、国・地方公共団体による「公助」の連携が求められています。

本町では、地域防災計画に基づき、防災意識の高揚、防災施設の整備など防災体制の整備を図ってきました。

自主防災組織を全地区に設立するとともに、防災マップの作成と配布など地域での自主防災体制の整備と町民の防災意識の向上を進めてきました。

千島海溝周辺海溝型地震の発生確率は、今後 30 年の間に震度 6 程度の地震で 60%を超えており、これらに対する備えを含め自然災害や、国民保護法に係る防災体制の整備が求められています。

今後も、地域防災計画等に基づき、自主防災組織の活性化や災害時要援護者対策の強化といった地域防災力の向上など、町及び防災関係機関、町民が一体となった総合的な防災体制を確立する必要があります。

自主防災組織：自主防災組織とは、住民一人ひとりが「自らの命は自ら守る」そして、「自らの地域は自ら守る」という考え方にたって、自主的に防災活動を行う組織のこと。
災害時要援護者：必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦など。

施策の目的

町民が安心して生活できる、災害に強い安全なまちをつくるため、消防・救急体制の充実、総合的な防災体制の整備を図ります。

主要施策

(1) 消防・救急体制の充実

消防・救急無線のデジタル化に対応し、初動体制の強化に向けた消防緊急通信指

令施設への更新整備を図ります。

耐震性防火水槽の整備促進、旧型式の消火栓の取替など消防水利の整備を図ります。

高規格救急自動車や高度救命用資機材などの充実とともに、救急隊員の資質の維持、向上に努めます。

(2) 防火体制の強化

防火対象物等における、安全対策の推進を図ります。

住宅訪問や広報活動を通じて、住宅用火災警報器等の普及を促進します。

(3) 防災体制の強化

自然災害に限らず、あらゆる場面に関する危機管理について職員間の認識を同一にし、スムーズな対策を進めるため基本的なマニュアルを整備します。

国の無線電波のデジタル化に対応した防災無線の整備を図ります。

現行の計画を見直し、大規模災害時に対応できるよう年次計画により災害用備蓄資材の確保を図ります。

(4) 地域防災力の向上

防災意識の高揚に向け防災知識を啓発し、町の防災の日を機会に地域単位の防災訓練を実施し、更に隔年で全町的な総合防災訓練を実施します。

災害時に備えて情報伝達の体制を整え、災害時には、行政と連携をとりながら対策にあたるために町内会単位での自主防災組織の組織化を推進します。

高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策を推進します。

(5) 建築物の耐震化

『中標津町耐震改修促進計画』により改修が必要とされる建築物の耐震化を図ります。

一般住宅の耐震改修に対応する補助制度を周知し活用を進めます。

公共建築物は、経費の大きさから計画的な改修を図ります。

(6) 治水対策の促進

河川の治水対策を促進します。

第3部 基本計画

洪水等による被害防止のため、河川の適切な維持管理を行います。

成果指標

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
1-	消防・救急無線のデジタル化への対応	%	0	0	100.0
1-	消火栓の新設	基	2	6	10
1-	防火水槽の新設	基	0	3	5
1-	消防車両の更新	台	1	5	7
2-	防火対象物立入検査実施件数	件/年	316	400	400
2-	住宅用火災警報器普及率	%	23.0	100.0	100.0
4-	自主防災組織の組織化率	%	4	35	75
3-	防災活動拠点の整備	個所	0	0	1
3-	防災拠点における資材備蓄率	%	25.0	50.0	100.0
5-	公共建築物の耐震化率	%	76.5	85	90

協働に向けた行動指針

日頃から家庭で災害発生時の行動について話し合きましょう。
災害に備え、日頃から防災訓練等に参加しましょう。
住宅用火災警報器を設置しましょう。

5 - 2 . 防犯・交通安全の充実

現状と課題

本町の防犯活動は、平成11年に設立された「安全で住みよいまちづくり推進協議会」が中心となり犯罪抑止の情報発信をしています。

また、防犯協会が警察及び中標津地区防犯協会連合会と連携し、神社例大祭における夜間巡視や歳末には特別警戒として町防犯協会会員である各町内会が夜間に巡視を行なっています。

さらに、自主防犯組織が結成され、学校登下校の時間等において青色回転灯を付けた車両でパトロールを実施しています。

住宅街の道路照明として設置している防犯灯を既存の水銀灯型から高効率で明るい省エネ型に取替を実施していますが、住宅地の拡大に伴い新規設置要望への対応が求められています。

交通安全活動については、警察署や町交通安全協会などの関係団体と協力し交通安全運動期間を主として交通安全の啓発活動を実施しています。

今後も、年齢層に応じた交通安全意識高揚のために啓発活動を実施し、子どもを対象とした交通安全指導員による交通安全教室の実施、高齢化社会を迎え、高齢ドライバーに対する安全運転の啓発や夜間の歩行に対する注意喚起を行なう必要があります。

信号機や標識等については、新興住宅地の通学路への設置要望が多く、その対応が必要になっています。

施策の目的

安全で安心して暮らせる生活環境を構築するため、地域ぐるみで犯罪や交通事故から守るための防犯活動や交通安全運動の充実を図ります。

主要施策

(1) 防犯活動の促進及び意識高揚

関係機関と連携し防犯意識の高揚を図り、各家庭や地域、また事業所等の協力による「こども110番の家」活動など、犯罪から町民を守る防犯活動を推進します。

(2) 防犯施設の整備拡充

夜間の犯罪発生の未然防止のための防犯灯設置を推進します。

第3部 基本計画

(3) 交通安全施設の設置要請強化

信号機等の設置について、各町内会からの要望を踏まえて中標津警察署と協議しながら公安委員会に提出して整備を進めます。

(4) 交通安全意識の高揚

交通安全推進員を配置し、各交通安全運動期間において、交通安全協会員や交通安全指導員により啓発活動を行い、意識の高揚を図ります。

(5) 社会を明るくする運動の推進

社会を明るくする運動を実施し、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生についての活動を推進します。

成果指標

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
2-	防犯灯設置数	基	1,961	1,980	2,000
4	交通安全教室開催回数	回/年	24	30	35
4	シートベルト着用率	%	98.4	99.0	100

協働に向けた行動指針

交通ルールを守り、交通事故防止に努めましょう。
地域での防犯活動に参加しましょう。

5 - 3 . 消費者対策の推進

現状と課題

多種多様で巧妙化する悪質商法により高齢者や認知症などの弱者に対する商取引による被害は後を絶たない状況にあります。

平成 21 年度には、消費者庁が設置されたことにより、消費者保護は大きな行政課題となっています。

本町では、消費者保護を目的として、平成 19 年度に町消費生活センター を設置し、相談業務を行っています。

消費生活モニター は、適正な価格による取引

消費生活センター：消費生活に関する相談・苦情等を適正に処理することで、町民の消費生活の安定を図るとともに自立の支援を目的とした相談窓口。本町では役場生活課内に設置。

消費生活モニター：危険な商品、不当な取引や不当な表示、生活必需品の需給・価格動向の観察、消費生活に関する情報の提供などを行う。

がされているか情報収集や消費者に対しての情報提供を実施しています。

町消費者協会では、消費者大会の開催や情報誌を通じて消費者被害防止の啓発を実施しています。

また、警察署や金融機関等で組織する消費者被害防止ネットワークで情報交換を定期的に行なっています。

今後も、関係機関と連携した、広報、啓発活動の充実、相談窓口の強化など消費者保護対策が必要となっています。

施策の目的

消費者が安心して暮らせるための取引情報や商品に関する正しい知識などの消費生活情報の発信と、消費生活に関する苦情や相談の窓口を強化して消費者保護の充実に努めます。

主要施策

(1) 町消費生活センターの充実

北海道消費生活モニターによる町内の主要商品の価格調査をはじめ、消費者月間における啓発活動、出前講座を実施し、消費者の意識高揚を図ります。

町消費生活センターに消費生活相談員を配置し、関係機関と連携することにより、消費者の被害相談や救済などに対応します。

第3部 基本計画

(2) 町消費者協会の活動強化

適正な商品取引の誘導に向け、消費者に関する情報を収集し、それらを情報誌の発行による周知を協力して行います。

消費者に対する意識高揚のため、消費者月間での啓発事業や消費者大会を協力して開催し、情報発信を図ります。

消費者被害防止ネットワークにおいて、新たに発生した悪質商法など消費者被害防止のための情報交換を行い、迅速な情報発信を行います。

成果指標

主要施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
1-	出前講座	回/年	6	10	12
1-	消費生活相談数	件/年	145	150	150

協働に向けた行動指針

消費生活に関する知識の習得に努めましょう。
消費生活相談窓口を活用しましょう。

5 - 4 . 環境保全の推進

現状と課題

現代の生活は地球資源である化石燃料の利用によって支えられていますが、化石燃料を燃焼してエネルギーを得ることは、それ自体が地球環境への負荷の増大となっているなど地球環境問題が深刻化しており、こういった現状を背景に、環境問題に対する町民の意識は徐々に高まっています。また、自然は、すべての生物の生存にとって重要な基盤であり、人々に恵みややすらぎを与えてくれる貴重な存在です。かけがえのない自然環境を大切に保全し、自然との共生を図ることが求められています。

本町は、根室平野の西北部、知床山系の裾野に位置し、武佐岳をはじめとする山地の自然環境や標津川流域に広がる河畔林、北海道遺産に指定さ

化石燃料：動植物などの遺骸が地質時代を通じて堆積物となり、地圧・地熱などにより変成してできた有機物。石炭・石油など。

れている格子状防風林などを有する自然豊かな地域です。

しかし、河川の水質悪化、多頭化による家畜ふん尿の増加と処理、森林地域の更新時期が迫るなどが懸念されています。

本町では、平成19年に「中標津町環境基本条例」が施行されており、これまで環境保全活動を、町民・事業者・行政が協働して展開してきました。

今後は、自然環境の保全をはじめ、野生鳥獣の保護、**個体数管理**、環境・エネルギーに関する取り組みは、地球環境の保全をはじめ快適な生活環境づくりや町の魅力向上につながるため、これまでの取り組みを継承・発展させながら、多面的な環境・エネルギー施策を総合的に推進していく必要があります。

施策の目的

地球環境全体を見据えて、地域でできる持続可能な社会を構築するため、町民の環境保全意識の高揚や自主的な環境保全活動の促進を図りながら、豊かな自然環境の保全、地球温暖化防止、省エネルギーの導入など様々な施策を展開します。

主要施策

(1) 環境保全推進体制の確立

「中標津町環境基本計画」に基づき、各種環境保全施策を展開するとともに、推進体制の確立を図ります。

各施策の推進にあたっては別に実行計画を策定し、環境保全のための具体的な対

第3部 基本計画

策及び指標を設定して、町に適した環境保全の手法によって推進します。

(2) 環境保全意識の高揚

町民一人ひとりが環境に対する問題や環境保全意識に対する認識を高め、地域の環境を自らの手で保全しようとする意識を醸成します。

身近な環境問題を学習できる場の確保とともに、学習プログラムの充実を図るなど子どもたちの環境体験教育を推進します。

町民、事業者、行政が環境保全の指標の達成に向け、一体となって環境に配慮した活動を促進します。

(3) 河川と水の保全

家庭からの生活排水の適正な排水により下水道処理への負荷を軽減し、また、生活基盤としての水道水の節水を推進します。

酪農業や商工業からの汚染水の河川への流入防止とともに、産業排水の適正管理を促進するなど河川への負荷低減に努め、町の水環境の保全を図ります。

人の生活基盤、動植物の生息・生育空間としての河川の保全、流域全体の水質保全のために広域的な取り組みを推進します。

(4) 森林と緑の保全

水源かん養機能や野生動植物の生育環境、さらに二酸化炭素の吸収貯蔵機能など森林の持つ多彩な機能が発揮できるよう、森林の再生と保全を図ります。

関係機関と連携し、農地保全機能を有する格子状防風林に代表される保安林をはじめ、河川への影響に対する緩衝帯となっている河畔林とともに、民有林などを含めた野生動物の生息地としての機能を有する多様な形態の森林の保全を図ります。

(5) 野生動植物の保全

野生動植物との共存に向け、経済基盤への影響や動植物の生態系を理解し、その生育環境の保全などを図ります

希少な生物種や地域固有の生物種を保護します。

外来種 等による生態系への悪影響を回避します。

野生鳥獣の適正な個体数管理を図ります。

外来種：他地域から人為的に持ち込まれた生物。

町民と協力しながら、町花エゾリンドウの保護増殖に努めます。

(6) 地球温暖化防止対策の推進

温室効果ガスの排出を抑制するため、町民や事業者が地球温暖化に対する認識を深め、温室効果ガス排出量削減に向けた実行計画を策定し具体的な行動を起こすための啓発・広報活動を推進します。

町民や事業者との協力のもと、太陽光発電などの自然エネルギーや、バイオマス発電などのリサイクルエネルギーなど、多様な新エネルギーの導入を推進します。

(7) 省エネルギー対策の推進

化石燃料に由来するエネルギーの消費を抑制するための環境負荷の少ない生活様式の普及啓発を推進します。

生活の中で使用する商品選択など、エネルギー消費量を考慮した利用を促進します。

省エネルギー活動の先導的役割として、公共施設の省エネルギー対策を推進します。

(8) 公害防止対策の推進

各種法令等に基づく、公害対策を実施します。

公害防止協定の締結など、公害発生防止に向けた指導に努めます。

成果指標

主要施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
4	地域緑化推進事業(並木造成)	m	21,300	23,300	24,300
4	地域緑化推進事業(緑化面積)	ha	5.96	5.96	5.96
4	植樹祭による緑化面積	ha	3.52	6.22	6.82
5-	鳥獣対応出勤回数	回	87	100	100
5-	エゾシカ有害駆除頭数	頭	726	700	700
6-	中標津町事務事業分温室効果ガス排出量	Kg-CO2	20年度実績 11,055	10,919	10,919

第3部 基本計画

協働に向けた行動指針

省資源・省エネルギー、環境への負荷の少ない生活に取り組みましょう。
河川・道路の清掃活動など、各地区・団体で取り組む環境美化活動を進めましょう。

温室効果ガス：二酸化炭素やメタンなどの温室効果をもたらす気体の総称。

5 - 5 . 循環型社会の形成

現状と課題

本町では昭和 51 年よりごみの分別回収（可燃と不燃）と有料化を実施し、平成 19 年度からは、根室北部廃棄物処理広域連合で可燃ゴミの焼却が始まりました。

平成 16 年度には、ごみ分別の細分化が進み、分別方法の見直しによりごみの排出総量は大きく減少しました。

今後も、リサイクルの充実とともに、ごみの分別排出の徹底、ごみ減量化を図る必要があります。

ごみの不法投棄については、根室管内市町と共

同で「ねむろ自然の番人宣言」を行うなど、その防止に努めてきましたが、依然として不法投棄は発生しており、関係機関との連携により投棄者の捕捉に努めています。また、各家庭や町内会またグループ単位、職場である事業所単位など、様々なボランティア活動によって、不法投棄されたごみの回収を毎年行っています。

今後も、監視体制の強化とともに、意識啓発を図る必要があります。

ねむろ自然の番人宣言：根室管内に住む住民・事業者が、自然の番人として廃棄物の不法投棄やポイ捨てを防止し、豊かな自然環境を後世に引き継ぐことを目的とした宣言。

施策の目的

社会が持続可能な環境を維持していくためには、環境に負荷を与えず、資源を無駄なく利用していく社会の構築をめざし、リデュース（減らす）、リユース（再使用）、リサイクル（再資源化）の 3 R の定着を図ります。また、不法投棄防止に向けた取り組みを強化します。

主要施策

（1）ごみ処理・リサイクル体制の充実

広域的連携のもと、ごみ分別収集を徹底します。

商品の購入からごみの排出までの広報・啓発活動の推進により、ごみの減量化を促進します。

ごみのリサイクルを促進します。

マイバック運動の推進により、レジ袋の使用の抑制を図ります。

第3部 基本計画

(2) 不法投棄対策の推進

不法投棄の防止に向け、廃棄物の適正処理を促進します。

ねむろ自然の番人宣言に基づき、根室管内市町と連携して、不法投棄・ポイ捨ての防止に努めます。

中標津町きれいな町にする条例の理念に基づき、ごみの散乱のない清潔なまちづくりを推進します。

町内会などと連携して、不法投棄防止パトロールの強化を図ります。

成果指標

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
1	一般廃棄物処理量	t/年	9,130	8,857	8,839
1	資源物処理量	t/年	1,484	1,476	1,473

協働に向けた行動指針

リサイクルの推進、生ごみの堆肥化などごみの減量化に取り組みましょう。
不法投棄の防止に向け、地域で協力しましょう。

5 - 6 . 上・下水道の再整備

現状と課題

本町ではきれいで豊富、より安定的な水の供給を図り、また、公衆衛生の向上及び河川の水質を良好に保つため、水道・下水道設備の整備・維持を行っています。

本町の水道は、上水道事業と簡易水道事業で水道水を供給しており、普及率は99%となっています。

本町には、各種官公庁・企業が道東の拠点を置いていることから、給水戸数は微増傾向にあります。また、水道施設について、施設の老朽化が見られることから、維持補修費用・更新の割合が増加傾向にあります。

今後は、安定した水の供給に向け、施設の更新や効率的な維持管理を図るとともに、水道事業の効率的な経営が必要となっています。

下水道については、中標津市街地では公共下水道事業、計根別地区では農業集落排水事業、養老牛温泉地区では特定環境保全公共下水道事業にて整備を行い、平成21年度末の下水道の各普及状況については、計根別、養老牛地区については

100%、中標津処理区については全体計画区域内人口に対する処理区域内人口の普及率は99%となっています。

しかし、これら3地区の水洗化率は現在約90%となっており、更なる水洗化率の向上のためPR活動の推進を行っていく必要があります。

また、全国各地で局地的豪雨により、浸水被害が発生しています。当町においてもその発生が危惧されているところであり、特に市街地では舗装率の向上及び住宅周りの舗装化に伴い、雨水が瞬時に低地に集まり、道路冠水等の発生が予想されることから、安全・安心なまちづくりを進めるため、計画的に雨水整備を行う必要があります。

なお、下水管や終末処理場の老朽化が進んでいることから、維持管理の負担が年々増加しています。

今後は、耐震化対策を含めた長寿命化計画を策定し計画的な下水道施設の再整備を推進していく必要があります。

施策の目的

快適な町民生活に欠かせない安心・安全な水道水の安定供給及び地震に強い施設にするため、更新事業を行ないます。また、下水道各施設の再整備を行うとともに更なる水洗化率の向上をめざします。

主要施策

(1) 安全・安心な水道水の供給

漏水等を減少させ水道水の安定供給を図ります。更に水質保全、維持管理費の低減及び有収率の向上を図ります。

恒常的な維持管理として管路の漏水調査を実施し、保全を行なっていきます。

(2) サービスの向上

料金・使用料・負担金の納入方法の改善に努めます。

水道・下水道ともに管路施設台帳の電子データを整備することにより、災害時など緊急の際、より迅速な修繕対応や町民への不安を取り除けるよう情報提供に努めます。

(3) 水道施設等の再整備

今後の再整備の方針として、耐用年数には達していないが内面の錆びている管及び接着継手等を使用している塩化ビニール管を主体とし更新を行っていきます。更新するにあたりライフサイクルコストを考慮し長期間使用に耐える資材の選定をします。

地震に強い施設にするため耐震性能のすぐれた管種に更新していきます。

(4) 水洗化率向上に向けた啓発活動の推進

各種PR、広報はもとより未水洗化家庭等の個別訪問を実施するとともに、各下水道指定業者の協力も得ながら水洗化啓発活動を促進します。

(5) 下水道管路施設の長寿命化計画の策定と災害対応の充実

管路施設維持管理重点地域及び重点路線の選定のもと、長寿命化対象施設の絞込みを行い改築事業量の予測と平準化の検討を行います。

災害時の迅速な対応の拡充のため調査データを含め管路施設台帳の電子化を図ります。

ライフサイクルコスト：構造物などを企画・設計・整備し、その構造物を維持管理して最後に解体・廃棄するまでの全「生涯」に要する費用の総額。

(6) 雨水対策の向上

局地的豪雨による道路冠水や浸水等の被害を防ぐため、計画的に雨水管整備を行います。

(7) 終末処理場施設の長寿命化計画の策定と機器更新再整備

老朽化した終末処理場の水処理・汚泥処理施設の健全度の診断及び評価を実施し、部分補修、改築更新等の長寿命化計画を策定し、計画的な処理場機器の再整備を図ります。

機器更新に当たり高効率な機器の選定を行い、CO₂排出量の削減を図ります。中長期的将来の再整備に備え、設備台帳の電子化を図ります。

(8) 事業経営における効率化の推進

「開発・整備」から「維持・保守」の時代である現在、さらなる費用の増加を計画・想定し、また、主財源である料金・使用料確保により柔軟に対応できる経営体制づくりを図ります。

成果指標

主要施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
1-	有収率 (実際に使用された水量/浄水場から送り出した水量)	%	87.9	90.0	90.0
2-	多様な料金等支払い方法	件	4	4	5
4-	水洗化率 (下水道・農集)	%	89.7	92.0	93.0
5-	下水道管路カメラ調査 (全体60.0km)	km	1.2	16.2	27.0
5-	下水道管路台帳電子化	%	0	60.0	100.0
6-	雨水管整備	ha	157	159	161
7-	CO ₂ 排出量 (下水道処理施設)	t/年	640	630	600

有収率：年間給水量に対する有収水量の割合を示すもので、給水される水量がどの程度収益につながっているかを示す率。

水洗化率：現在の処理区域内人口のうち、実際に水洗便所を設置して汚水を下水道等で処理している人口の割合。

下水道管路カメラ調査：対象となる20年経過した下水道管路(全体60km、うち鉄筋コンクリート管路40.0km)のうち、カメラによる調査を実施した延長。

第3部 基本計画

7-	処理場設備台帳電子化	%	0	100.0	100.0
8-	民間委託事業数	事業	3	3	3

協働に向けた行動指針

節水に努め、水資源の維持に取り組みましょう。
公共下水道整備地区では、下水道への接続に努めましょう。

5 - 7 . 衛生施設の充実

現状と課題

本町の火葬事業は、別海町、標津町を含めた3町による一部事務組合である「中標津町外2町葬祭組合」を組織して行っており、火葬場を2箇所運営しています。

そのうちの「別海斎場」については平成10年度に改築を行ない、厳粛な中にも近代的な施設として利用されています。

また、中標津町依橋にある「白樺斎場」は昭和50年3月の建設より36年を経過しており、老朽化と狭隘化により、利用者への利便性の確保が問題となっています。

今後は、広域的な連携のもと、斎場の適正な維

持管理を図るとともに、白樺斎場の建設を検討していく必要があります。

本町の墓地は16箇所に配置され、中心市街地の住民の利用は中標津町墓地と中標津第2墓地となっています。

中標津第2墓地は、基本計画では840区画を想定しておりそのための敷地を確保しています。平成11年度より造成が始まり平成22年度までに3期にわたり360区画を造成しています。

今後は、適正な維持管理を図るとともに、墓地需要に対応した拡張等を図る必要があります。

施策の目的

現在の「白樺斎場」が抱える問題の解決のために、火葬場の建設では、建設場所、施設内容、施設規模などの基本方針の検討を行い、一部事務組合を構成する2町との協議の上、建設計画を策定し関係住民の利便性の向上を図ります。また、中標津第2墓地は、今後の墓地需要に対応するため、その情勢を見極めながら随時拡張を計画します。

主要施策

(1) 白樺斎場（火葬場）の建設

広域的な調整・検討を進め、適切な施設計画を図ります。

利用者の気持ちを配慮した施設を整備します。

(2) 中標津第2墓地の整備

町民の需要に応じた整備を行います。

第3部 基本計画

成果指標

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
1-	白樺斎場改築	-		改築	
2-	中標津第2墓地造成	区画数	360	360	360

協働に向けた行動指針

なし

第6章 人が輝き歴史と文化を育むまちづくり

- 6 - 1 . 学校教育の充実
- 6 - 2 . 青少年の健全育成
- 6 - 3 . 生涯学習の推進
- 6 - 4 . スポーツの振興
- 6 - 5 . 文化・芸術の振興

6 - 1 . 学校教育の充実

現状と課題

学校教育を取り巻く現状は、国際化、情報化などの急激な社会の変化に伴い、ますます複雑かつ多様化の傾向にあります。

そのような中で、個性と創造性を発揮しながら社会の変化に対応していくことのできる児童生徒を育てることが求められており、学校現場においては教育上の諸課題を迅速に把握・対応することが必要になります。

本町の幼稚園数は、**町立1園（計根別）**、私立4園となっており、幼児教育機能の充実をはじめ、保育所との関わりや私立幼稚園とのバランス等に配慮し、地域的な就園需要の動向に応じた配置や定員の適正化を推進していく必要があります。

本町には町立の小学校が10校、中学校が4校設置されています。各学校においては、児童生徒の心身の発達の段階や特性を十分考慮し、適切な教育課程により教育の実践と施設整備を進めてきました。

今後は、新学習指導要領への対応、児童生徒の興味・関心等に基づく学習など創意工夫に富んだ総合的な学習の創出、高度情報化社会に対応すべく情報教育の充実等が求められています。

また、本町においても、近年は複雑な社会環境

から、健全な心身発達の低下に起因する問題行動や体力・運動能力の低下等も見られることから、人との関わりが結べる社会性の育成や、基本的な生活習慣の確立による健康な心身の育成が必要です。

高等学校教育においては、**町立の北海道中標津農業高等学校が設置され、さらに道立の北海道中標津高等学校、北海道中標津高等養護学校が配置されています。**

北海道中標津農業高等学校は、昭和23年村立中標津高等学校定時制課程として創立され、昭和39年に農業科を新設、昭和54年度には時代の変遷で全日制(農業科・生活科)に設置変更となり、平成11年度からは生産技術科・食品ビジネス科に科名変更し、現在に至っています。これまで地域の基幹産業である農業の次代を担う人材を育成する農業高校を本旨にその役割を担ってきました。

さらにこの地域において、本校の果たしてきた役割と実績を理解してもらうよう、学校の活動成果を地域発信し、農業・農業教育の重要性をPRする必要があります。

施策の目的

次世代を担う、子どもたちが、社会を形成する上で必要な基礎・基本を身につけ成長していけるよう、「生きる力」をはぐくみ、人としての幸福感を実感できる教育を推進します。また、農業高校においては、この地域の農業を中心とした**関連産業への発展に貢献する人材育成を推進します。**

主要施策

(1) 幼児教育の充実

私立幼稚園経営の健全性を高め、幼稚園教育の充実を図るための支援を行うとともに、計根別地区については私立幼稚園が無い場合、町立幼稚園を運営し地域の幼児教育の向上に努めます。

(2) 社会で生きる確かな学力の育成

子どもたちの学ぶ意欲を高め、望ましい学習習慣の定着を通じた確かな学力の向上を図るため、教育環境の整備に努めます。

障がいのある子どもの教育的ニーズに応える、特別支援教育の充実に努めます。

学校と社会のつながりを理解し、働くことへの関心や意欲を高め、学ぶことの意味や大切さへの理解を育てる職業教育の充実に努めます。

諸外国の歴史や文化についての理解を深めるとともに、コミュニケーション能力を育成するため、外国語活動を推進します。

情報活用能力の育成に向けた、情報教育の推進を図ります。

(3) 豊かな心と健やかな体の育成

発達段階に応じ、規範意識や基本的な倫理観を身に付けさせるとともに、思いやりや感動する心などの豊かな心の育成に努めます。

子どものよりよき人格の形成を促すよう、学校における生徒指導や地域における相談体制の充実を図ります。

健康に過ごすための望ましい生活習慣の確立や、体力向上に向けた取組を推進します。

健全な食生活を実践できる能力向上のため、食育の推進に努めます。

豊かな感性や表現力を育成するため、読書活動の推進に努めます。

事件や事故等から自らを守ることができるよう、安全教育と安全対策の推進に努めます。

(4) 信頼される学校づくりの推進

教職員の資質・指導力向上のため、研修体制の充実に努めます。

第3部 基本計画

開かれた学校づくりのため、学校評議員制度 及び学校評価の推進に努めます。
学校支援ボランティア 等、地域人材の活用・連携協力により、地域全体で学校教育を支援する体制づくりに努めます。

(5) 学校施設の整備・充実

耐震診断及び耐力度調査 の結果を踏まえ、学校施設の計画的な耐震化(補強・改築)を図ります。

住みよい住環境を整備するため、老朽化している教職員住宅の計画的な建て替えを図ります。

教育用コンピュータの整備及び超高速インターネットへの接続をはじめ、新学習指導要領に対応した教材教具等の整備や老朽化した教材教具の計画的な改善を図ります。

(6) 学校給食の充実

調理機器の安全管理上、更新時期を計画的改修に努めます。

児童生徒に安心安全な給食の提供を図ります。

地場産物の食材加工品を利用した学校給食を提供し、地産地消を図るとともに、将来を担う子ども達の地域農業への関心を高めます。

学校、PTAとの連携を強化し、給食費滞納問題の解消に取り組みます。

(7) 学校規模の適正化

少子化等による児童生徒の減少に対しては、学校教育としての集団活動を考慮した学校規模の適正化に取り組みます。

(8) 教育関係団体への補助

教育振興のための教育活動を援護し、さらなる学校教育の発展をめざします。

(9) 経済的負担の軽減、奨学金制度の充実

経済的理由によって就学等が困難な家庭等については、保護者負担の軽減などを

学校評議員制度：地域社会に開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民などの相互の意思疎通や協力関係を高めるための制度。

学校支援ボランティア：学校の教育活動について地域の教育力を生かすため、保護者及び地域の方々など学校を支援していただくボランティア。

耐力度調査：公立学校施設において、建物の構造耐力、経年による耐力低下、立地条件による影響の3つの項目を総合的に調査し、建物の老朽状況を評価するもの。

図ります。

現行制度も維持しながら、入学一時金等への対応も視野に入れた奨学金貸付制度の整備を推進します。

(10) 町立中標津農業高校の充実

農業高校の存続に向けた学校の魅力向上とともに通学等支援対策を検討し、生徒数維持確保をめざします。

農業を基盤とした学校の特色を生かすため関係大学との連携による教育内容・進路の充実を図ります。

国際理解を高める教育の推進を図る海外酪農研修など積極的に推進します。

加工食品の販売の定着・拡大を図るなど、地域農業の理解と技術・能力を育む農業クラブ活動を支援します。

乳加工施設の新設、老朽化した体育館、牛舎など各実習施設の計画的な整備を図ります。

日常の農業実習において活用される農機具、加工食品の調理器具等の老朽器具について計画的に更新を図ります。

成果指標

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
2-	学校の授業時間以外に普段(月～金)1日当たり30分以上勉強している児童の率	%	67.7	80.0	90.0
2-	学校の授業時間以外に普段(月～金)1日当たり1時間以上勉強している生徒の率	%	47.3	60.0	80.0
4-	学校支援ボランティアの登録者数	人	22	27	32
4-	学校支援ボランティアの利用回数	回/年	41	50	60
5-	教育用コンピュータ1台あたりの児童生徒数(小・中・高校)	人/台	5.8	4.4	3.6
5-	学校の超高速・高速インターネット接続率	%	53.0	67.0	100.0
6	給食費の収納率	%	91.4	92.0	92.6
6-	安全管理における大型調理機器の計画的更新率	%	30	70	90
6-	安全安心な地場産物の給食への利用率	%	2	5	10
10	卒業後の進路内定率(進学率・就職率)	%	91	94	97

第3部 基本計画

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
10	資格取得達成度(資格取得数/卒業生)	件/人	131/22	180/30	180/30
10-	中標津農業高校の生徒数	人	74	90	90
10-	海外酪農研修事業の延参加者数	人	156	176	186
10-	実習生産物売払収入額	千円/年	5,883	6,000	6,000

協働に向けた行動指針

基本的な生活習慣、しつけなど家庭における教育に力をいれましょう。
保護者会やPTA活動などへ積極的に参加しましょう。
これまで培ってきた知識・技術を生かし、子どもたちの学習活動を支援しましょう。

6 - 2 . 青少年の健全育成

現状と課題

少子・高齢化や核家族化の進行、それに伴う家庭や地域の教育力の低下、さらには携帯電話やインターネット等、高度情報化の進展等により、青少年を取り巻く環境は大きく変化し、全国的に様々な問題が生じています。

本町では、生徒指導連絡協議会、小中高PTA校外指導連絡協議会、更生保護女性会等の関係機関や団体との連携・支援による健全育成・非行防止活動を展開しています。

また、町教育相談センターによる教育相談体制の充実に取り組んできました。

さらに、少年の主張大会や友好都市川崎市との児童生徒の派遣・受入れ交流とともに、関係団体と連携した小・中学生の職業体験受入れやボランティア活動など体験・交流活動を推進しています。

今後も、青少年健全育成の推進拠点となる会議（青少年育成町民会議）の設置をはじめ、非行防止活動等を推進するとともに家庭や地域の教育力の向上に向けた施策の推進、青少年の体験・交流活動やボランティア活動などへの参画促進を図る必要があります。

施策の目的

青少年が次代の担い手として健全に育成されるよう、家庭・学校・地域の相互連携による健全育成活動を推進します。

主要施策

（1）青少年健全育成体制・環境の整備

青少年健全育成関係団体との連携により、青少年育成町民会議の設置など健全育成活動を推進する体制を整備します。

関係機関・団体を中心とした非行防止活動などの活動を促進し、健全な地域環境づくりを推進します。

町教育相談センターを中核とした、健全育成にかかわる相談体制の充実に努めます。

（2）青少年の体験・交流活動の促進

児童生徒を対象とした各種の体験・交流活動の機会の充実に努めます。

第3部 基本計画

関係団体と連携し、児童生徒が行う職業体験やボランティア活動などの社会参加活動を、積極的に支援します。

成果指標

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
1-	全児童生徒数に占める長期欠席（不登校）の児童生徒の率	%	0.9	0.5	0.5
2-	職業体験・職業講話等の社会参加活動を行った学校の率	%	35.7	50.0	70.0

協働に向けた行動指針

子どもの犯罪被害や事故などの防止に向けて、地域で子どもを見守りましょう。
地域活動などに積極的に参加し、子どもたちと関わりあいましょう。
社会ルールを守り、子どもの模範となりましょう。

6 - 3 . 生涯学習の推進

現状と課題

都市化、核家族化が進んだことで、子育てや家庭教育に関する課題が増えています。このような社会変化や地域社会の課題に対応した学習機会と、適切な情報の提供が求められています。

また、地域の子どもたちの学習活動、文化・スポーツ活動をより効果的なものにするため、それらを支援する人材の発掘やシステムの確立も必要です。

生涯学習活動推進のためには、その活動拠点となる各社会教育施設を整備し、利用促進を図ることが必要です。

郷土館は、昭和46年に開館し、現在4万点を超える資料が収蔵されており、町の歴史や自然に

ついての研究や各種事業、特別展を実施しています。

施設の耐用年数、耐震度、収蔵資料の増加による収蔵場所の分散、狭隘化などにより、機能強化を含め施設の整備が不可欠となっています。今後町民の意見を広く取り入れ、郷土館の方向性を検討していく必要があります。

各分野にわたる膨大な資料とニーズが増加している現在、また、施設の整備にあたっては着手前から学芸員の増員が必要となっています。

施策の目的

町民がいつでもどこでも主体的に学べる環境と、学んだ成果を効果的に活用できる環境を整っている生涯学習社会を実現させるため、施設の利用促進を図り、社会変化や地域社会の課題に対応した学習機会を町民に提供できるようにします。また、子どもたちの学習活動、文化スポーツ活動において、多くの学習支援者が関わり、支援システムが機能するようにします。

主要施策

(1) 生涯学習講座の充実

生涯学習推進計画に基づき、生涯学習講座の充実を図ります。

(2) 生涯学習情報の提供

「生涯学習だより」などを通じての生涯学習情報の提供を図ります。

第3部 基本計画

(3) 生涯学習団体への支援

社会教育関係団体補助金など生涯学習団体への支援を図ります。

児童生徒遠征費補助による活動支援を図ります。

(4) 生涯学習関連施設の充実

生涯学習研究所の運営の充実を図ります。

緑のふるさと研修舎の運営の充実を図ります。

利用しやすい図書館の運営を支援します。

(5) 郷土館の充実

郷土館の施設整備を含め、機能の拡充を図ります。

町民の郷土理解がより深まるよう、各種ソフト事業の実施や情報提供、各種団体や学校への支援を図ります。

郷土館ウェブサイトの充実やウェブログの活用など、町内外への情報発信の強化を図ります。

(6) 家庭教育支援の充実

子育て講演会の開催、幼稚園家庭教育学級活動の支援など家庭教育機能の向上を図ります。

成果指標

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
4	緑のふるさと研修舎・生涯学習研究所利用者数	人/年	5,824	5,900	6,000
4-	図書貸出数	冊/年	144,707	148,000	152,000
5	郷土館施設及び事業利用者数	件	35,436	36,900	37,600
5-	郷土館収蔵資料点数	点	42,330	43,800	44,500

ウェブログ：日々更新される日記的なウェブサイトの総称。

協働に向けた行動指針

社会教育施設を積極的に活用しましょう。
これまで培ってきた知識・技術を生かして、生涯学習活動を支援しましょう。
生涯学習活動の成果をまちづくり活動に生かしましょう。

6 - 4 . スポーツの振興

現状と課題

スポーツ・レクリエーション活動が、青少年の健全育成や高齢者の介護予防においても重要な役割を担っており、一層の振興が求められています。

近年、少子・高齢化の進行、情報化など社会環境の変化に伴い、室内遊びの増加野外での遊びの減少など、子どもたちの生活環境に変化が現れ、スポーツ少年団や部活動に入っている子どもと、家で過ごす子どもと二極化現象も起きています。

また、青少年の体力の低下が問題になっており、少しでも運動をする環境づくりが求められており、(財)中標津町文化スポーツ振興財団や総合型地域スポーツクラブNPOなかしべつスポーツアカデミーの運営を支援し、いつでも、どこで

も、スポーツに親しむことができる生涯スポーツの現実が課題となっています。

学校部活動、スポーツ少年団など各スポーツ指導者の不足など、指導者の育成・確保が必要とされています。

スポーツ観戦を楽しむことやスポーツイベント運営を手伝うなど「見る」「支える」という形の参加もスポーツのひとつの態様であり、「する」スポーツとともに振興していくことが必要となっています。

町民の健康づくりやスポーツ活動をサポートする施設設備が求められています。

施策の目的

町民のニーズに応じた健康の保持・増進とスポーツの情報提供や指導者の人材確保を行うとともに、スポーツ活動をサポートする拠点、施設の整備を図ります。

主要施策

(1) スポーツ施設の整備充実・有効活用

町民の心身の健全な育成と健康の増進並びに町民生活文化の向上に寄与し、多くの町民が利用し、使いやすい総合体育館の建設に努めます。

既存スポーツ施設について、利用状況に応じた施設・設備の整備充実を計画的に進めていくとともに、管理運営体制の充実を図り、有効活用に努めます。

(2) スポーツ団体の運営支援

(財)中標津町文化スポーツ振興財団や総合型地域スポーツクラブNPOなかしべつスポーツアカデミーの運営を支援します。

スポーツ振興と町民の競技力向上を図るため、スポーツ合宿を行う団体に対して支援します。

(3) スポーツ指導者の養成・確保

スポーツ指導者の資質と指導力の向上を図るとともに、指導活動の促進と指導体制の確立を進めます。

学校・地域の連携による、学校部活動、スポーツ少年団の指導体制の充実を図ります。

(4) スポーツ活動の普及促進

スポーツや健康づくりに関する広報・啓発活動の推進を図り、町民のスポーツ・健康づくりに対する意識の高揚に努めます。

各種スポーツ行事・大会、スポーツ教室等の内容充実及び運営体制の充実を図り、参加促進に努めます。

成果指標

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
1	体育施設等利用者数	人	162,935	163,000	163,050
2-	スポーツ団体登録者数(財団加盟)	人	1,878	1,900	1,920
2-	スポーツ少年団登録者数	人	606	620	640
3-	スポーツ指導者登録者数	人	121	125	130

第3部 基本計画

協働に向けた行動指針

年齢・体力に応じた、定期的なスポーツをしましょう。
イベントや各種スポーツ大会へ積極的に参加しましょう。

6 - 5 . 文化・芸術の振興

現状と課題

趣味を通じて仲間をつくり創作活動や芸能活動を行なう事は、心豊かでいきがい感のある生活を送ることができ、健康な心と体をつくることにもつながります。

また、優れた文化・芸術の鑑賞機会は、豊かな感性を育み、新たな創作意欲を刺激し、町の文化・芸術活動の活性化の原動力となります。

本町は、中標津町総合文化会館「しるべつと」を有し、内外の優れた音楽や演劇、美術展など、多様な文化芸術の鑑賞機会を設けていますが、多くの鑑賞者が充実感や満足感を得られるよう努めなければなりません。

また、地域の文化サークル・団体活動への参加奨励や学習機会を拡充し、文化の継承や次代の担い手を発掘して、新たに地域の学習支援者として

活躍できる場を創出するとともに、北海道の風土に根ざしたアイヌの人々の文化活動についても、他の文化・芸術と同様に支援していく必要があります。

現在、町内の文化財については、国の登録有形文化財が5件、町指定文化財が1件、埋蔵文化財包蔵地が66箇所、国の天然記念物が6種となっています。

これら貴重な文化財について、毎年現状把握、保護・保全、候補の掘り起こし等をおこない、さらに学校などにおいて事業を実施しています。

郷土愛を育み、文化財保護意識の啓発を図るため、今後も引き続き実施していく必要があります。

また、開拓の歴史をこれからのまちづくりに活かすため調査研究が必要です。

施策の目的

多くの町民が多様な文化・芸術にふれる機会を設け、文化・芸術団体の育成につとめ、町民主体の文化芸術活動の活性化を図ります。また、貴重な文化財を次世代へ守り伝え、郷土愛を深めます。

主要施策

(1) 文化・芸術団体、指導者の育成

(財)中標津町文化スポーツ振興財団をはじめ各種文化・芸術団体の育成を図ります。

文化の継承や次代の担い手を発掘し、指導者としての育成・確保を図ります。

第3部 基本計画

(2) 文化・芸術の鑑賞機会と発表機会の充実

文化祭をはじめ、コンサート、各種講演会などの文化行事の企画・開催及び内容の充実を図ります。

文化ホールの運営体制の充実を支援するとともに、多様な文化・芸術を鑑賞する機会や活動成果を発表する機会の充実に努めます。

(3) 文化財の保護と活用

文化財の適切な保護、保存、展示・公開を行い、文化財保護の推進と啓発を図ります。

教育活動、交流活動など様々な分野で文化財の活用を進めます。

成果指標

主要 施策	成果指標	単位	平成21年度 (実績)	平成25年度 (中間目標)	平成27年度 (目標)
1-	文化・芸術団体の登録者数	人	2,678	2,700	2,750
2	文化・芸術公演の鑑賞者数	人/年	13,195	13,500	14,000
3-	町内の文化財数(国の天然記念物を除く)	件	72	74	75

協働に向けた行動指針

文化・芸術活動に積極的に参加しましょう。
わが町の歴史を学び、地域文化を伝承しましょう。
町の財産である文化財の保存・保護に協力しましょう。